

内子町水道ビジョン・経営戦略

2025（令和7）年度－2034（令和16）年度

2025（令和7）年3月

目次

第1章 計画の策定趣旨と位置づけ	1
1. 策定趣旨	1
2. 位置づけ	2
3. 計画期間	3
第2章 水道事業の現状と課題	4
1. 事業の概要	4
2. 給水の状況	9
3. 水道施設や管路の状況	11
4. 料金の状況	17
5. 組織の状況	20
6. 経営の状況	22
第3章 経営の基本理念と基本方針	29
1. 基本理念	29
2. 基本方針	29
第4章 水道事業の効率化・健全化への取り組み	31
1. 投資計画	31
2. 財政計画	35
3. その他の取り組みの内容	38
第5章 投資・財政計画	39
1. 投資・財政計画シミュレーションモデルの作成	39
2. 収益的収支	42
第6章 水道ビジョン・経営戦略の事後検証等	44
1. 経営戦略目標	44
2. 計画の推進の点検・進捗管理の方法	45
第7章 用語集	46

※ 元号表記の取り扱いについて

本稿での元号表記の取り扱いについては、基本的に和暦表記としています。ただし、部分的に西暦表記もあり、その場合は和暦も併記しています。

第1章 計画の策定趣旨と位置づけ

1. 策定趣旨

本町は、昭和34年の供用開始以来、1上水道事業、19簡易水道事業、28県条例等水道等を運営し、安心で安定した持続的な給水に努めてきました。

一方で、本町の水道事業を取り巻く環境は大きく変化しています。人口の減少や節水意識の向上、節水機器の普及などを背景に、使用水量の減少に伴う給水収益の減少が見込まれています。そうした中で、現在までに拡張・整備した施設及び管路は竣工から長期間経過しており、老朽化が進んでいます。今後、こうした施設及び管路の大規模な更新時期が到来するほか、災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上等に向けた取り組みも求められています。施設及び管路の更新や耐震化、施設水準の向上には多大な費用がかかることが想定されるため、今後の水道事業の経営は今まで以上に厳しくなっていくことが見込まれています。

このような環境の変化を踏まえ、本町では経営基盤の弱い簡易水道事業、具体的には平成24年に五十崎地区簡易水道事業（簡易水道事業5施設・飲料供給施設2施設）、平成28年に内子・小田地区14簡易水道事業を上水道事業に経営統合し、効率的な経営体制の確立と経営基盤の強化を図っています。こうした取り組みに加え、水道施設や管路の計画的な更新を進め、施設や管路の健全性を維持していくためには、組織や事務事業の効率化、施設管理の見直し等、経営基盤を強化するための取り組みを今まで以上に推進することが必要です。

このため、「内子町水道ビジョン」（令和2年～令和11年）に水道事業の理想像として掲げている「内子の森の恵みの水 未来に届けよう（安心・安全・持続・環境）」の実現に向けて、中長期的な経営の基本計画である「内子町水道ビジョン・経営戦略」を改定するものとします。

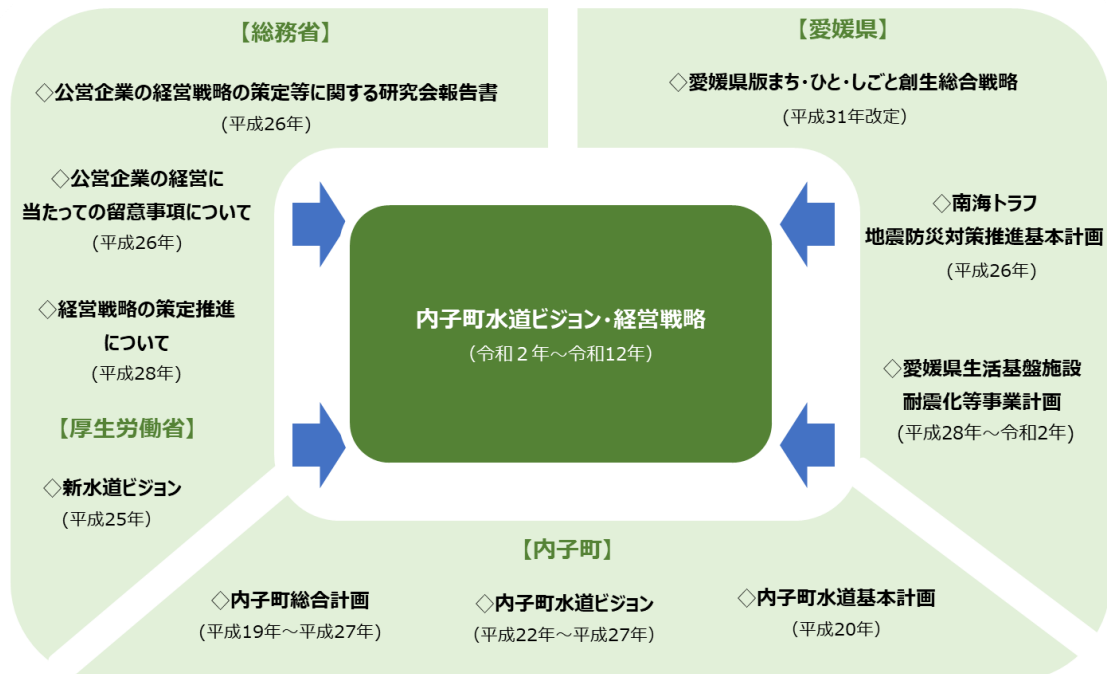
2. 位置づけ

厚生労働省は、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、これまでの「水道ビジョン（平成16年策定、平成25年改訂）」を全面的に見直し、50年後、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、取り組みの目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担を提示した「新水道ビジョン」を策定し、安全（水道水の安全の確保）、強靱（確実な給水の確保）、持続（供給体制の持続）の3つの観点から、各水道事業体に水道事業ビジョンの策定を求めています。

また、総務省からは、「新経済・財政再生計画改革工程表2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）を受けて、「経営戦略の改定推進について」（令和4年1月25日付け）が通知され、現在策定している「経営戦略」を令和7年度までに見直しするよう求められています。

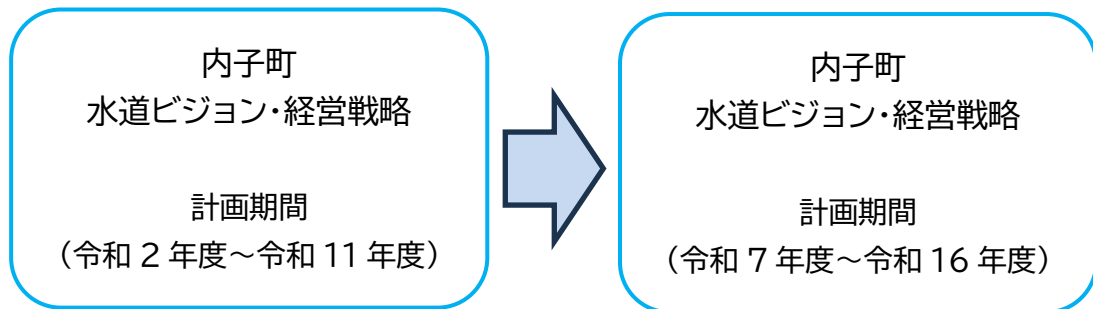
こうした流れの中、本町では、中長期的な経営の基本計画として「内子町水道ビジョン・経営戦略」を策定しました。

なお「内子町水道ビジョン・経営戦略」は、本町が平成21年に策定、令和2年に改訂した「内子町水道ビジョン」（令和2年～令和11年）との整合性を図っています。



3. 計画期間

「経営戦略策定ガイドライン（総務省）」における「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする」という考え方を踏まえ、令和7年度から令和16年度までの10年間を本計画の計画期間とします。



第2章 水道事業の現状と課題

1. 事業の概要

(令和6年3月31日現在)

供用開始年月日	昭和34年5月1日
法適(全部・財務)・非適の区分※	法適用(全部)
計画給水人口	14,000人
現在給水人口	13,614人
配水能力	9,232 m ³ /日
一日平均配水量	5,074 m ³ /日

※法適：地方公営企業法の規定を適用する企業、非適：地方公営企業法の規定を適用しない企業

<水道事業のあゆみ>

内子地域

年	月	上水道	簡易水道					
			大瀬	立川	岡の成	池田	立川第2	川登
S31	1月		認可					
	4月		給水開始					
S32	5月	認可						
S33	6月	工事着工						
S34	3月	工事竣工						
	8月			認可				
S35	4月			給水開始				
S36	7月				認可			
S37	4月				給水開始			
S42	9月					認可		
S43	3月	第1回変更認可 改良工事						
	4月					給水開始		
S48	10月		第1回 変更認可 施設改良					
S51	3月	第2回変更認可 第1次拡張工事						
S56	6月	第3回変更認可 第2回拡張工事						

第2章 水道事業の現状と課題

H3	1月	第4回変更認可 第3回拡張工事						
H5	3月		第2回 変更認可 施設改良	第1回 変更認可 施設改良				
H8	3月	第5回変更認可 第4回拡張工事						
H11	3月		第3回 変更認可 区域拡張		施設改良			
H12	11月						認可	認可
H13	1月							工事着工
	4月						工事着工	
H14	2月	第6回変更認可 第5回拡張工事						
H15	3月							工事着工
	4月							給水開始
H17	3月						工事竣工	
	6月						第1回 変更認可 区域拡張	
	12月	第7回変更認可 論田水源・除マン ガン処理追加						
H24	3月	第8回変更認可 五十崎地域統合						
H26	3月	第9回変更認可 第6回拡張工事						
H28	3月	第10回変更認可 内子地域簡易水 道、参川地域及び 小田地域統合	内子上水道に経営統合					
R4	3月	第11回変更認可 第7回拡張工事						

五十崎地域

年	月	五十崎	平岡	大久喜	谷・成内	下宿間	川上	新田
S32	3月		認可					
	5月		給水開始					
	12月				認可			
S33	4月				給水開始			
	10月	認可						
S34	4月	給水開始						
S35	8月			認可				
S36	2月			給水開始				
S41	12月		第1回変更 認可 統合拡張					
S46	10月				第1回変更 認可 改良工事			
S52	10月		第2回変更 認可 改良工事					
S55	2月	第1回変更 認可 施設改良						
S60	3月	第2回変更 認可 施設改良	第3回変更 認可 改良工事					
H2	6月			第1回変更 認可 改良工事				
H5	3月		第4回変更 認可 区域拡張					
H6	6月				第2回変更 認可			
H13	3月					認可		
H14	4月					給水開始		
H16	9月						給水開始	
H17	10月							給水開始
H24	3月	内子町上水道に経営統合						

参川簡易水道

年	月	北地久保成	上川今生	中川	宮原	日野本川	船戸	参川
S32	2月				認可			
S33	4月				給水開始			
	11月		認可					
S34	4月		給水開始					
S35	8月			認可				
S36	4月			給水開始				
S38	6月					認可		
S39	4月					給水開始		
	12月				第1回 変更認可 施設改良			
S41	2月	認可						
	3月	給水開始						
S44	3月							
S47	12月			第1回 変更認可 施設改良				
S48	10月						認可	
S49	4月						給水開始	
S51	2月				第2回 変更認可 施設改良			
H17	3月							認可
	4月							事業着手
H19	3月	参川統合						
	4月							一部給水 開始
H20	3月		参川統合	参川統合				第1回 変更認可 取水位置 変更
H21	3月				参川統合	参川統合	参川統合	
H21	4月							全域給水 開始
H28	3月	内子町上水道に経営統合						

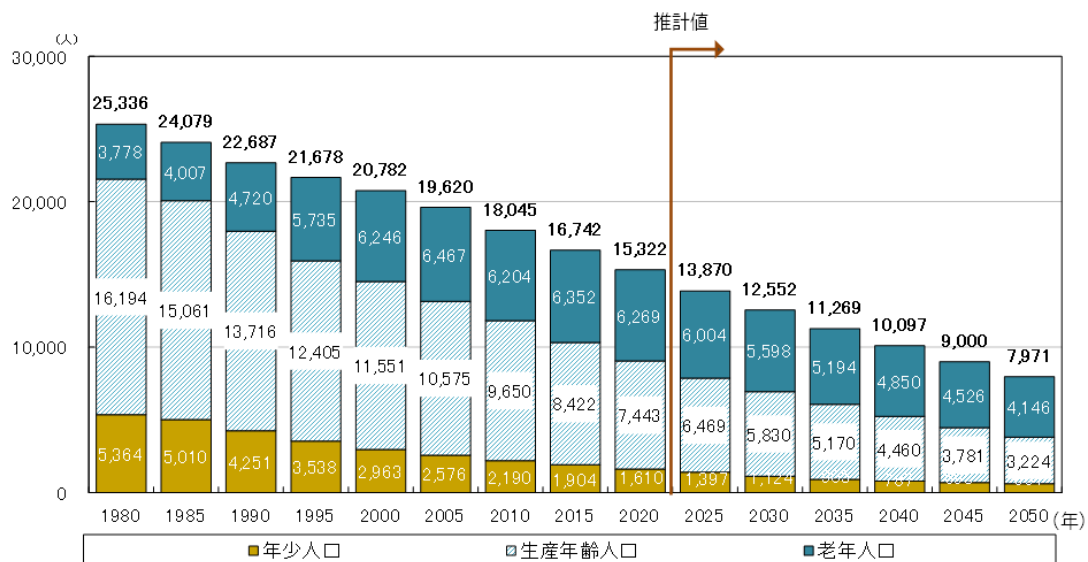
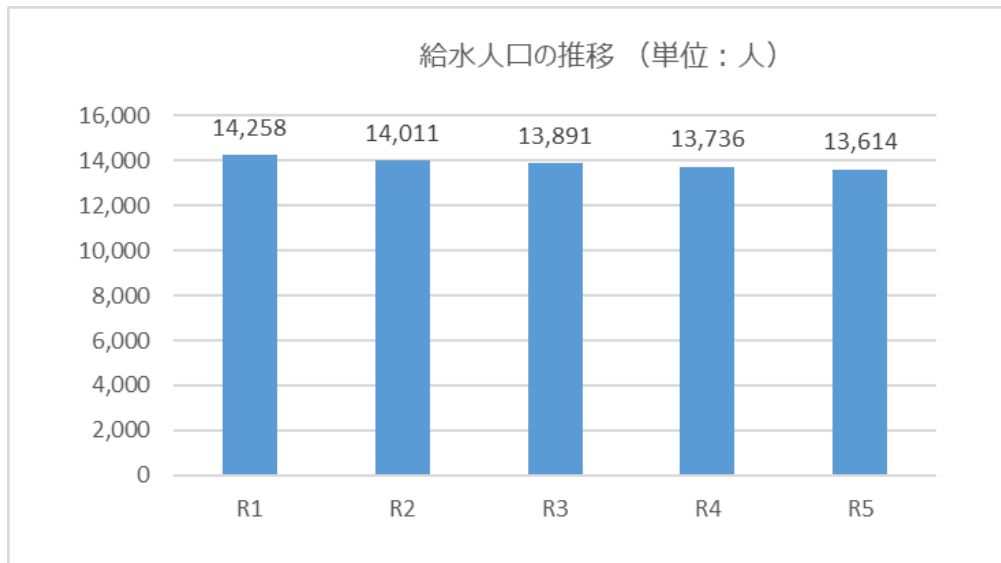
小田地域

年	月	町下京の森	恩地町上	寺村	立石	突合	中田渡	上田渡
S29	11月					認可		
S30	4月					給水開始		
S31	1月		認可					
	4月		給水開始					
S32	12月			認可				
S33	4月			給水開始				
S34	8月						認可	
S35	4月						給水開始	
S36	7月							認可
S37	4月							給水開始
	8月				認可			
S38	4月				給水開始			
S41	2月			第1回 変更認可 施設改良				
S43	1月		第1回 変更認可 施設改良					
S45	9月						第1回 変更認可 施設改良	第1回 変更認可 施設改良
S46	10月	認可						
	12月	給水開始						
S47	3月			第2回 変更認可 区域拡張 施設改良				
S51	8月	第1回 変更認可 施設改良						
S58	7月			第1回 変更認可 施設改良				
H11	4月				第1回 変更認可 施設統合 全面改良			
H28	3月	内子町上水道に経営統合						

2. 給水の状況

(1) 人口の推移

本町の給水人口は、令和元年度から令和5年度にかけて644人減少しています。本町の総人口は「第3期内子町総合計画」において、令和27（2045）年には、令和2（2020）年よりも4割以上減少し、9,000人程度になることが見込まれています。そのため、給水人口・給水収益も同様に減少することが考えられます。

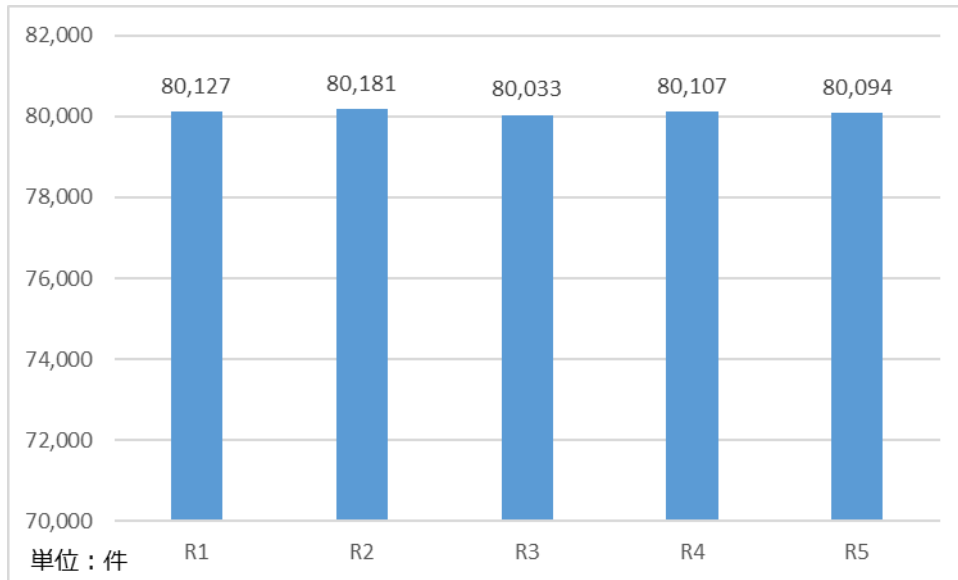


図表 2-2 総合計画による将来人口推計

(2) 水利用の状況

① 給水件数

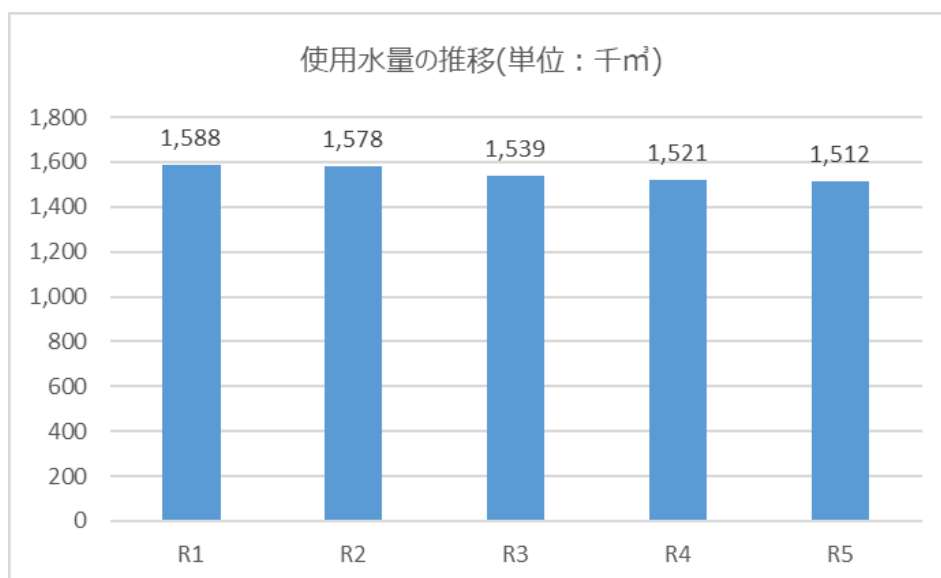
給水件数は、概ね横ばいで推移しています。



図表 2-3 給水件数の推移

② 使用水量

使用水量は、令和元年度から令和5年度にかけて 76 m³減少しています。給水件数は横ばいですが、人口減少が進んでおり使用水量は減少しました。



図表 2-4 使用水量の推移

3. 水道施設や管路の状況

(1) 水道施設の状況

本町では32の浄水施設及び87の配水施設を有しています。そのうち主な浄水施設及び排水施設の状況は以下の通りです。

浄水施設の状況

名称	竣工年	処理能力(m ³ /日)
論田浄水場	平成16年	2,260
参川浄水場	平成18年	469

配水施設の状況

名称	竣工年	配水池容量(m ³)
麓配水池	平成19年	1,105
竜王第1・2配水池	昭和59年	1,573
五十崎第1・2配水池	昭和60年	577
平岡配水池	昭和54年	740
亀ヶ谷低区配水池	平成19年	272



参川浄水場



麓配水池

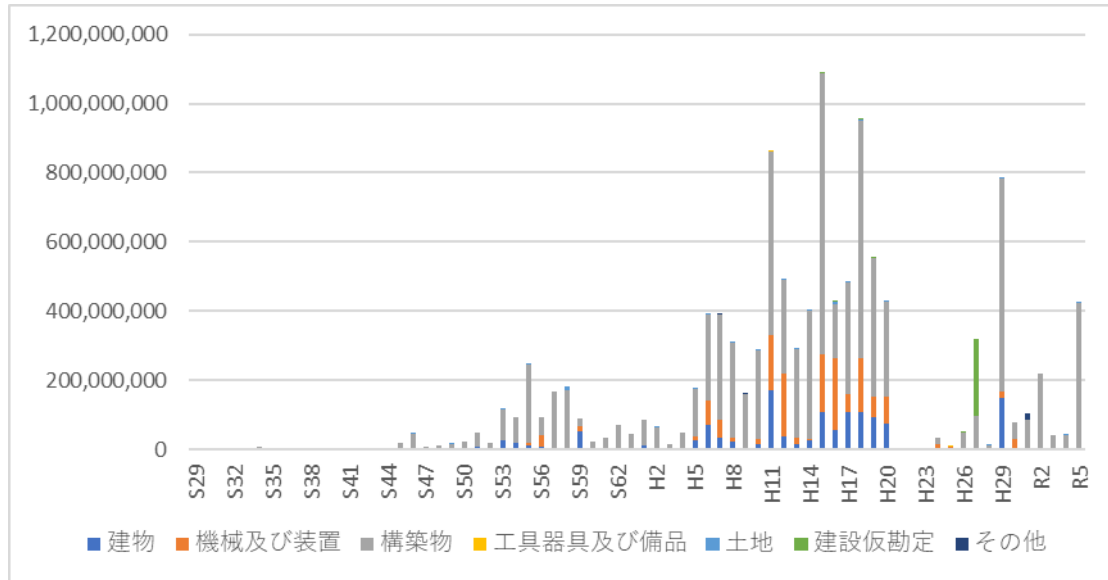


論田浄水場膜ろ過設備



亀ヶ谷低区配水池

平成16年度には、論田浄水場が竣工しました。また、平成19年度には、麓配水池亀ヶ谷低区配水池が竣工しました。また平成28年度は簡易水道事業を統合しました。これらの影響により下記の図表2-5「年度別取得価格」において取得価格が他年度と比較して増加していることがわかります。



図表 2-5 年度別取得価格

《関連指標の推移》

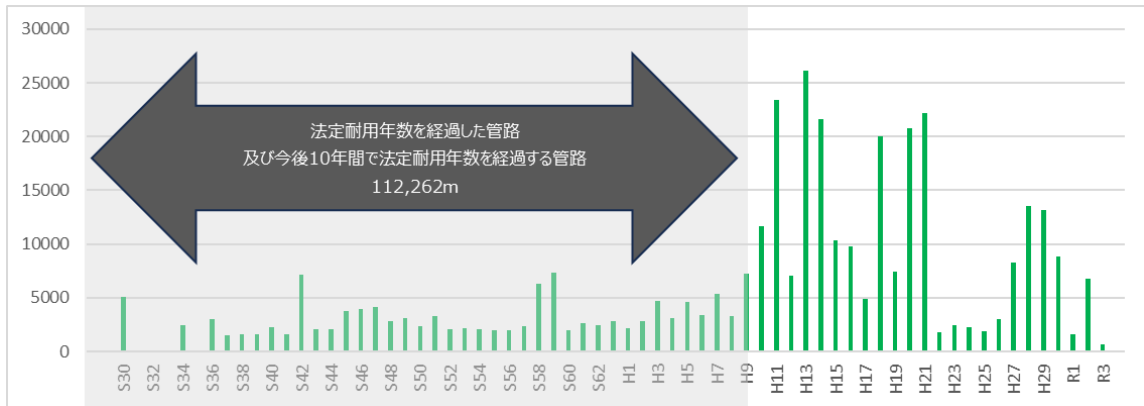
指 標	R1	R2	R3	R4	R5	用語説明（算式）
施設利用 率 (%)	60.1	57.9	54.0	54.8	55.0	1日平均配水量(m³)÷1日配水能力(m³)×100 施設がどれだけ効率的に利用されているかを表す指標。数値が高いほど施設効率が低い。
有形固定 資産 減価償却 率 (%)	30.0	31.7	34.0	36.2	36.5	有形固定資産減価償却累計額÷ 有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100 有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示す指標。

施設利用率は令和元年度から5年間に渡り60%から55%に低下しています。「第2章6.（3）他団体と比較した経営状況」（P27）では、他の市町の水準よりも下回っていることから施設効率は低い状況であるといえます。

また、有形固定資産減価償却率は、数値の推移を見れば老朽化が進んでいない状況に見えますが、平成28年4月に内子・小田地区14簡易水道事業の統合の際に簡易水道事業から純額により有形固定資産を引き継いでいるためです。そのため、数値以上に実態は施設の老朽化が進行していると考えられます。

(2) 管路の状況

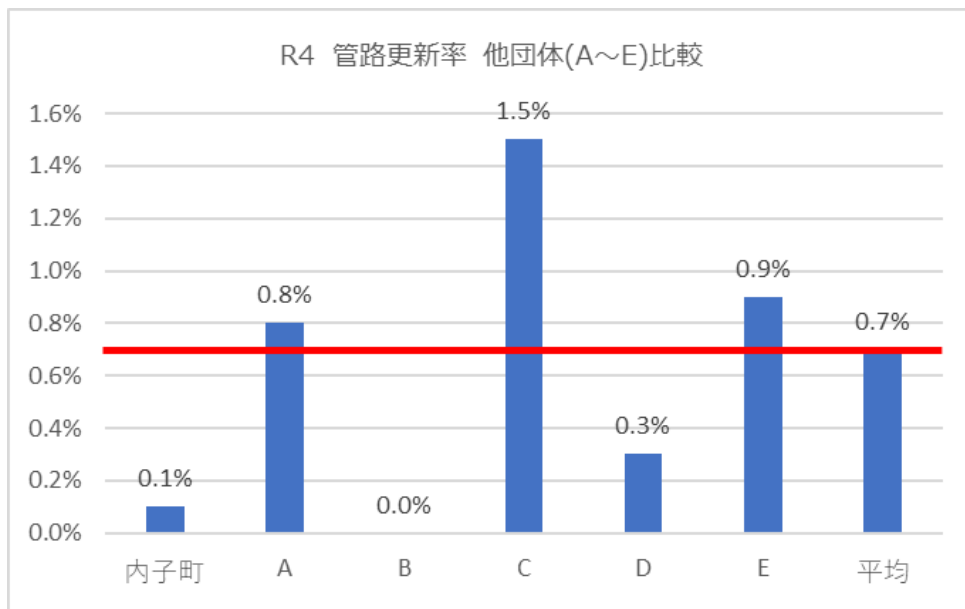
令和5年度の本町内の管路総延長は382,670mです。また、現在、管路の法定耐用年数である40年を経過した経年化管路は約21%にあたる81,470m、今後10年間で法定耐用年数を経過する管路を含めると約29%にあたる106,098m**112,262m**となります。



図表 2-7 布設年度別管路延長

令和4年度における本町の管路更新率は、近隣市町平均と比較して更新率が低い状況にあります。令和5年度においては約1.7%となっています。

以下のグラフのA~Eは本町の近隣市町（以降のページも同様）です。

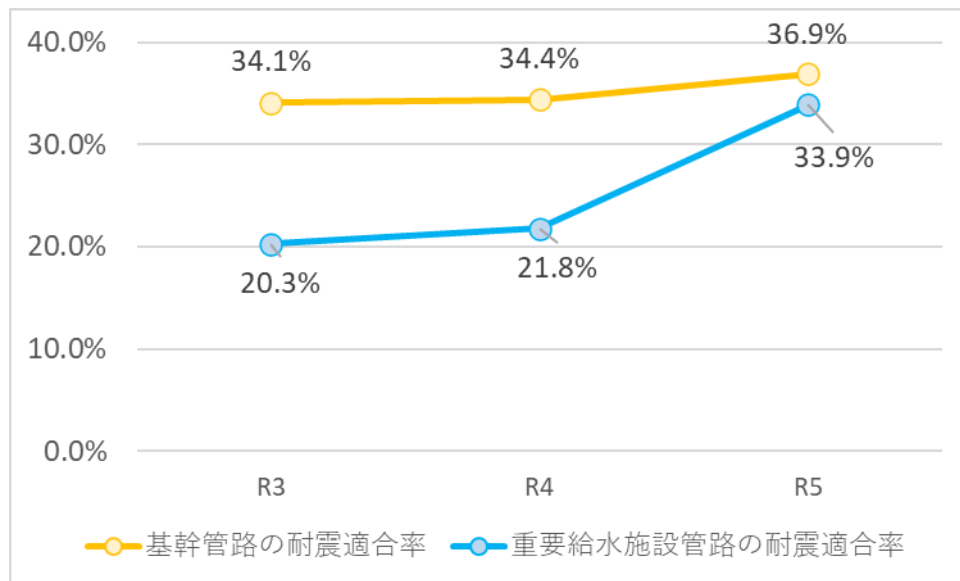


図表 2-8 R4 管路更新率 他団体(A~E)比較

(3) 耐震化の状況

本町の基幹管路の耐震適合率は、令和5年度は36.9%となっており、一時避難場所、避難収容施設として指定されている各学校や自治会館等公共施設など重要給水施設への管路の耐震適合率は33.9%となっています。

一部では改良事業に併せて、配水管にポリエチレン管（融着継手）やダクタイル鋳鉄管（耐震継手）を採用し、耐震化した給水ルートの確保を図っていますが、近い将来発生する可能性が指摘されている南海トラフ大地震に耐えうる耐震化は未整備の段階です。今後も、重要給水施設への配水管路を中心に、全ての給水ルートの耐震化を進めていきます。



耐震化管路の推移

図表 2-9 耐震適合率

(4) 施設・管路の見直し

前述の通り、本町にはいまだに耐震化が行われていない管路が多く、今後、法定耐用年数が到来する管路の増加が見込まれるため、管路等の更新を計画的に実施する必要があります。特に重要管路や重要給水施設管路の耐震化を優先的に行い、災害に強い管路の整備を目指します。

また、本町では、令和2年度に耐震化計画を見直し、また、令和7年1月に上下水道耐震化計画を作成し、水道施設の急所施設を明確化し、重要給水施設管路の総延長が、45,774mとなりました。今後は重要給水施設管路及び基幹管路を毎年3,000m更新する予定です。この結果、令和15年度(2033年度)には、重要給水施設において耐震適合性のある管路総延長は45,774mとなり、耐震適合率は100.0%を達成する見込みです。一方、基幹管路において耐震適合性のある管路総延長は109,285mとなり、令和16年度に耐震適合率は52.9%を達成する見込みです。

○重要給水施設管路の総延長

	重要給水施設管路の 総延長 (m)	当年度整備予定の耐 震適合性のある重要 給水施設管路の総延 長 (m)	耐震適合性のある 管路総延長 (m)	耐震適合率
R2	48,216	739	9,807	20.3%
R3	48,216	0	9,807	20.3%
R4	48,216	560	10,367	21.8%
R5	48,216	5,959	16,326	33.9%
R6	45,774	3,000	19,326	42.2%
R7	45,774	3,000	22,326	48.8%
R8	45,774	3,000	25,326	55.3%
R9	45,774	3,000	28,326	61.9%
R10	45,774	2,931	31,257	68.3%
R11	45,774	3,000	34,257	74.8%
R12	45,774	3,000	37,257	81.4%
R13	45,774	3,000	40,257	87.9%
R14	45,774	3,000	43,257	94.5%
R15	45,774	2,517	45,774	100.0%
R16	45,774	0	45,774	100.0%

○基幹管路

	基幹管路総延長 (m)	当年度整備予定の耐 震適合性のある基幹 管路の総延長 (m)	耐震適合性のある 管路総延長 (m)	耐震適合率
R2	202,445	7,943	63,021	31.1%
R3	203,054	6,272	69,293	34.1%
R4	203,154	559	69,852	34.4%
R5	206,535	6,433	76,285	36.9%
R6	206,535	3,000	79,285	38.4%
R7	206,535	3,000	82,285	39.8%
R8	206,535	3,000	85,285	41.3%
R9	206,535	3,000	88,285	42.7%
R10	206,535	3,000	91,285	44.2%
R11	206,535	3,000	94,285	45.6%
R12	206,535	3,000	97,285	47.1%
R13	206,535	3,000	100,285	48.6%
R14	206,535	3,000	103,285	50.0%
R15	206,535	3,000	106,285	51.5%
R16	206,535	3,000	109,285	52.9%

図表 2-10 重要給水施設管路と基幹管路の耐震適合率

4. 料金の状況

(1) 現在の料金体系

本町水道事業の水道料金は、基本料金と使用水量に応じた従量料金により構成されています。基本料金は一般用の口径の大きさに応じて値段設定されています。本町では、平成28年4月に簡易水道事業が上水と統合したことにより段階的に料金統合を行い、現在は統一料金となっています。令和6年4月時点では以下の通りです。

種別	口径	使用料(1箇所につき)				
	(mm)	基本料金		従量料金		
		基本水量	料金	段階	使用水量	1m ³ につき
専用栓	13 20	一般用 8m ³ まで	985円	第1段階	8m ³ を超え20m ³ までの分	157円
				第2段階	20m ³ を超え30m ³ までの分	168円
				第3段階	30m ³ を超え50m ³ までの分	178円
				第4段階	50m ³ を超え100m ³ までの分	189円
				第5段階	100m ³ を超える分	210円
	25	一般用	1,571円	第1段階	1m ³ を超え20m ³ までの分	157円
	30		2,619円	第2段階	20m ³ を超え30m ³ までの分	168円
	40		4,191円	第3段階	30m ³ を超え50m ³ までの分	178円
	50		6,286円	第4段階	50m ³ を超え100m ³ までの分	189円
	75		8,382円	第5段階	100m ³ を超える分	210円
	100		12,571円			
共用栓		専用栓 口径に同じ				

※税込

(2) 料金についての考え方

地方公営企業では経営に要する経費は経営に伴う収入（料金収入）をもって充てる独立採算制が原則とされています。このため、経営改善に取り組みつつ黒字経営を行い、資金不足が生じないよう適切な水道料金を設定しています。

(3) 過去の料金改定

平成28年4月に簡易水道事業が上水道事業に統合されたのを契機に以下の3つのグループに分けて料金改正を実施しました。

また、令和3年4月に上水道と全簡易水道の水道料金が統一されています。

○グループ1(6簡易水道)…統合と同時に料金も平成28年度より統一

内子地区	小田地区
岡の成簡易水道	突合簡易水道
池田簡易水道	参川簡易水道
立川第2簡易水道	
川登簡易水道	

○グループ2(2簡易水道)…3年間の緩和措置後、令和元年度に料金統一

内子地区	小田地区
立川簡易水道	上田渡簡易水道

○グループ3(6簡易水道)…2段階の緩和措置を実施、令和3年度に料金統一

1段階目:3年間の緩和措置(平成30年度まで)

2段階目:グループ2の料金設定による2年間の緩和措置

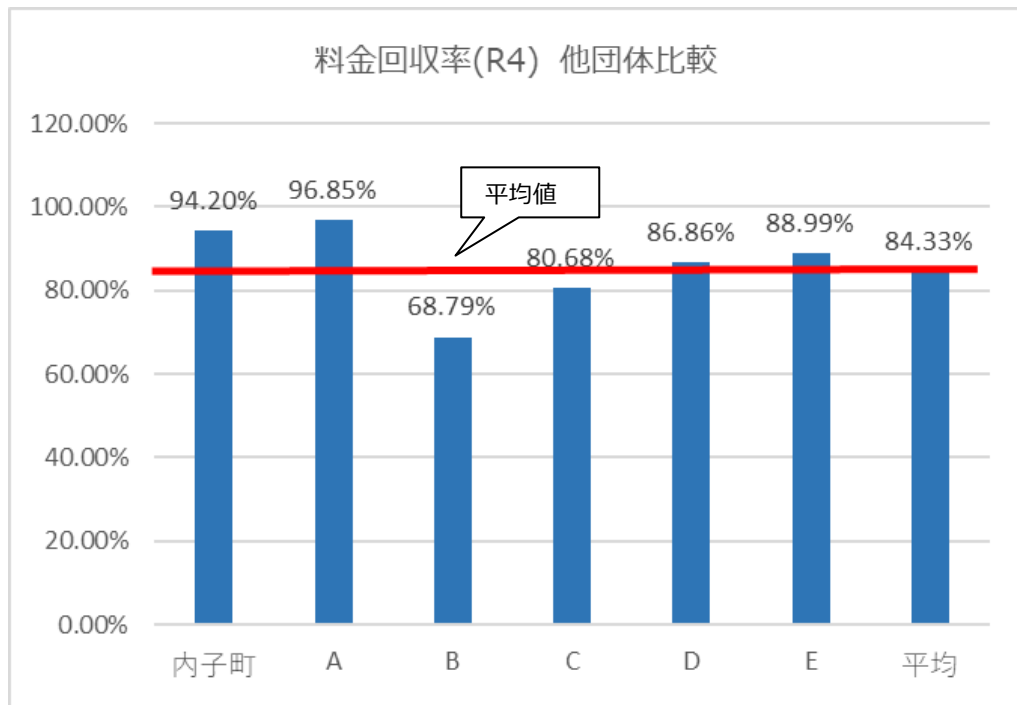
内子地区	小田地区
大瀬簡易水道	町下京ノ森簡易水道
	恩地町上簡易水道
	寺村簡易水道
	立石簡易水道
	中田渡簡易水道

図表 2-12 簡易水道統合に伴う料金改定の状況

料金回収率は以下のように令和元年度から令和5年度では、緩やかに上昇しています。近隣市町と比較すると概ね高い比率となっていますが、独立採算を確保する目安とされる100%を下回った状態が続いています。

《関連指標の推移》

指標	R1	R2	R3	R4	R5	用語説明（算式）
料金回収率（%）	87.8	87.9	91.2	94.2	92.1	供給単価÷給水原価×100 供給単価の給水原価に対する割合を示す。水道事業の経営状況の健全性を示す指標の一つである。料金回収率が100%を下回る場合、給水にかかる費用が料金収入以外の収入で賄われていることを示す。

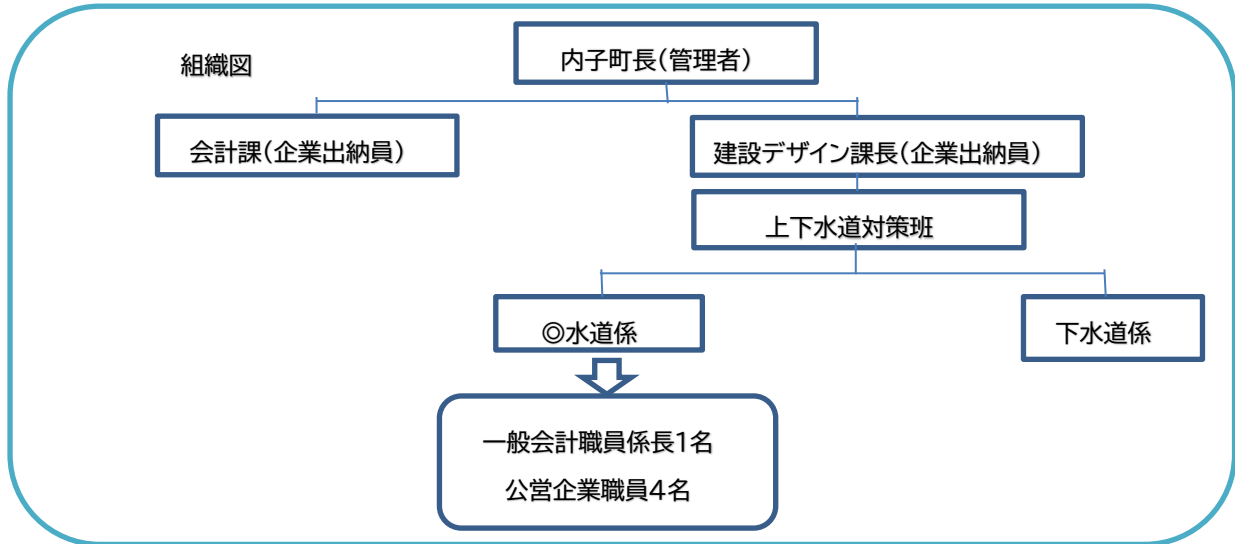


図表 2-13 R4 料金回収率 他団体(A~E)比較

5. 組織の状況

(1) 組織の状況

組織図は下図のとおりです。



図表 2-14 組織図（令和6年4月現在）

<水道係の主な職務>

課名	班名 係名	主な事務
建設デザイン課	上下水道対策班 水道係	1. 水道事業運営協議会に関すること 2. 普及拡大に関すること 3. 水道ビジョンに関すること 4. 水道料金の改定に関すること 5. その他各種協議会に関すること 6. 第9次拡張事業に関すること（小田・鶴川地区） 7. 重要給水施設配水管耐震化事業に関すること 8. 施設統合、管理体制等に関すること 9. 水道工事に関すること 10. 水道使用料徴収に関すること 11. 給水装置工事指定業者等に関すること 12. 飲料水供給施設等に関すること 13. 水道の水質検査及び維持管理に関すること 14. 給水工事等に関すること 15. マッピングシステム再構築に関すること 16. 公営企業会計に関すること 17. 「経営戦略」等に関すること

(2) 職員の状況

本町では、過去5年間においては令和5年度より1名増員しております。

今後も適正な人員配置を行う等、次世代への継承と専門知識・技能等の向上を図ることで、体制を維持できるように努め、少数精鋭の組織運営を行ってまいります。また、民間への業務委託を拡大する等の検討を含め、技術継承のための研修等の充実を図ることで対策を行ってまいります。

職員数の年度別推移（管理者及び再任用職員を除く。令和6年4月1日時点）

（単位：人）

	R1	R2	R3	R4	R5
技術職員数	0	0	0	0	0
事務職員数	3	3	3	3	4
合計	3	3	3	3	4

※一般会計負担の職員2名（班長1名、事務職員1名）を除く

図表 2-15 職員数の推移（管理者及び再任用職員を除く。）

6. 経営の状況

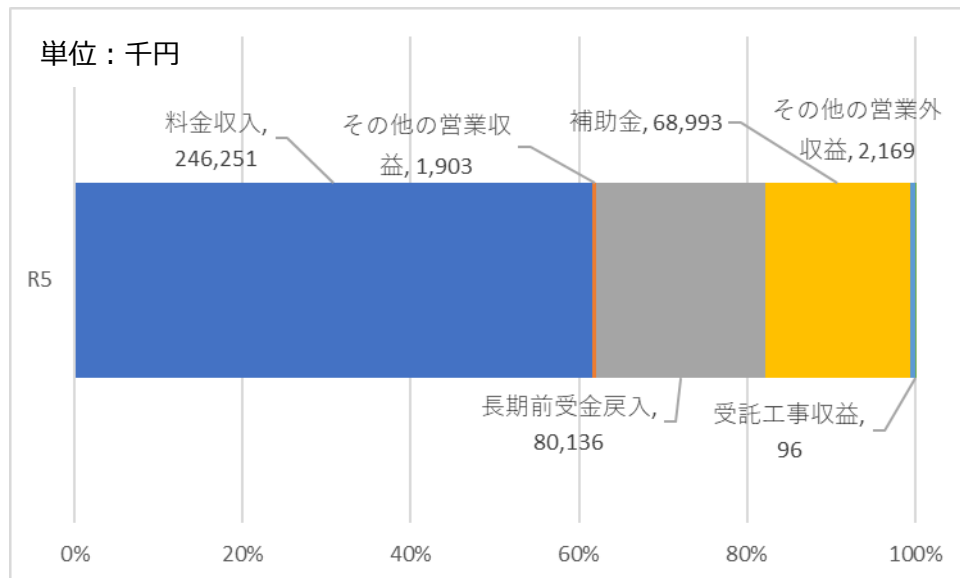
(1) 財政状況

総収益・総費用の内訳

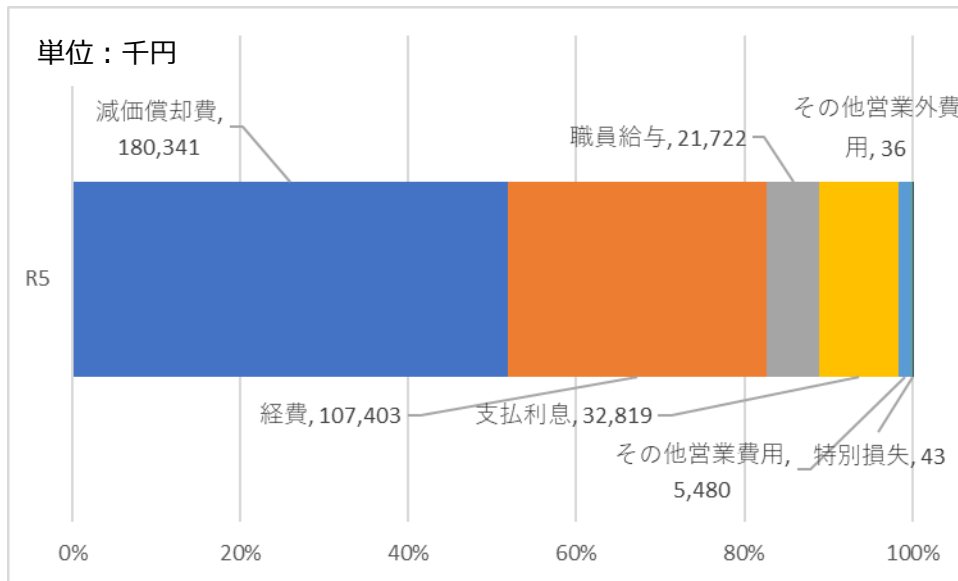
令和5年度の総収益の内訳をみますと、営業収益は248,251千円であり、営業外収益は151,299千円、特別利益は0円です。営業収益の内訳は99.2%を料金収入246,251千円が占め、残りは受託工事収益96千円とその他営業収益1,903千円により構成されています。営業外収益の内訳は長期前受金戻入80,136千円が53.0%、補助金68,993千円が45.6%を占め、残りはその他営業外収益2,169千円により構成されています。

令和5年度の総費用の内訳をみますと、営業費用314,945千円、営業外費用32,855千円、特別損失43千円です。営業費用の内訳は57.3%を減価償却費180,341千円が占め、残りは経費107,403千円、職員給与費21,722千円により構成されています。そして、営業外費用の内訳は、支払利息32,819千円が99.9%、その他営業外費用36千円により構成されています。減価償却費、職員給与費、支払利息は水道の利用状況に左右されにくい固定費であり、それらが総費用の67%を占めています。

固定費は、事業活動の効率化等で削減することが困難であり、今後施設等のダウンサイジング化や経営の効率化が進まない場合は、経営状況が悪化する可能性があります。



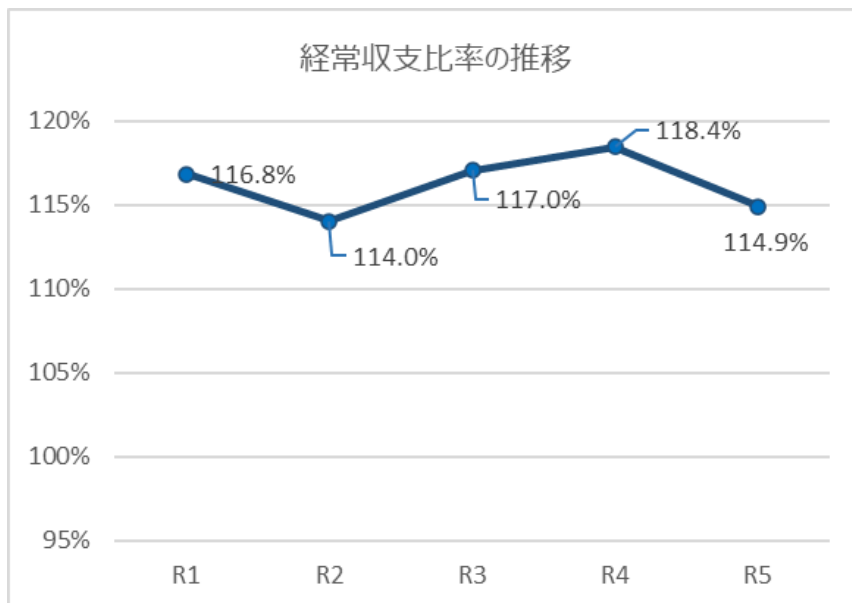
図表 2-16 R5 総収益の内訳



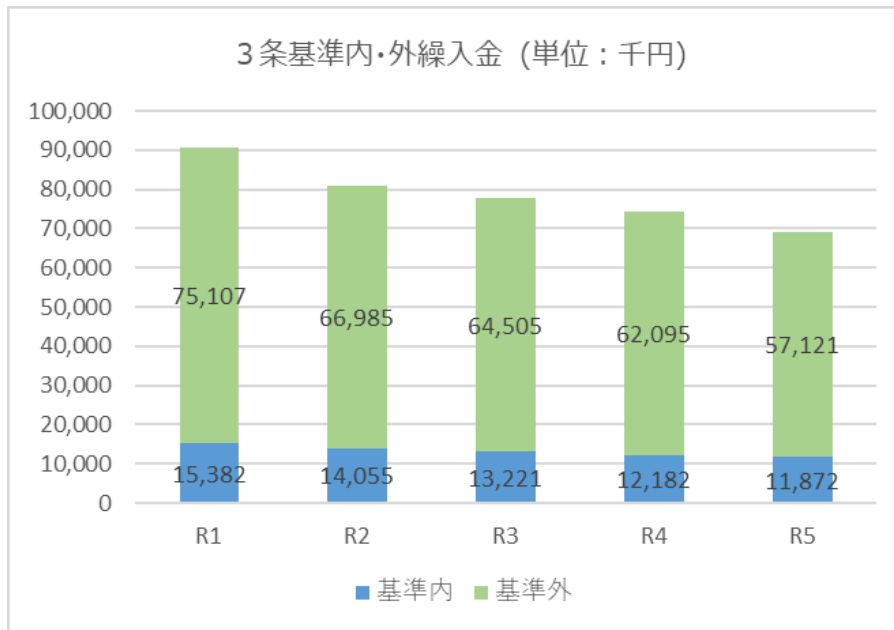
図表 2-17 R5 年度 総費用の内訳

経常収支比率の推移

経常収支比率は、令和元年度から令和5年度にかけて100%を超過して推移しています。一般に経常収支比率は、経常収益で経常費用をどれだけ賄うことが可能かを測定する経営の健全性を示す指標です。本町では、料金回収率が100%を下回っているため、一般会計から基準外の繰入金をもらうことで、経常収支比率を100%以上としています。基準外の繰入金は住民の皆様が税金が財源となっていることから、基準外繰入金を減らせるよう、経営の効率化・合理化を進めてまいります。



図表 2-18 経常収支比率の推移

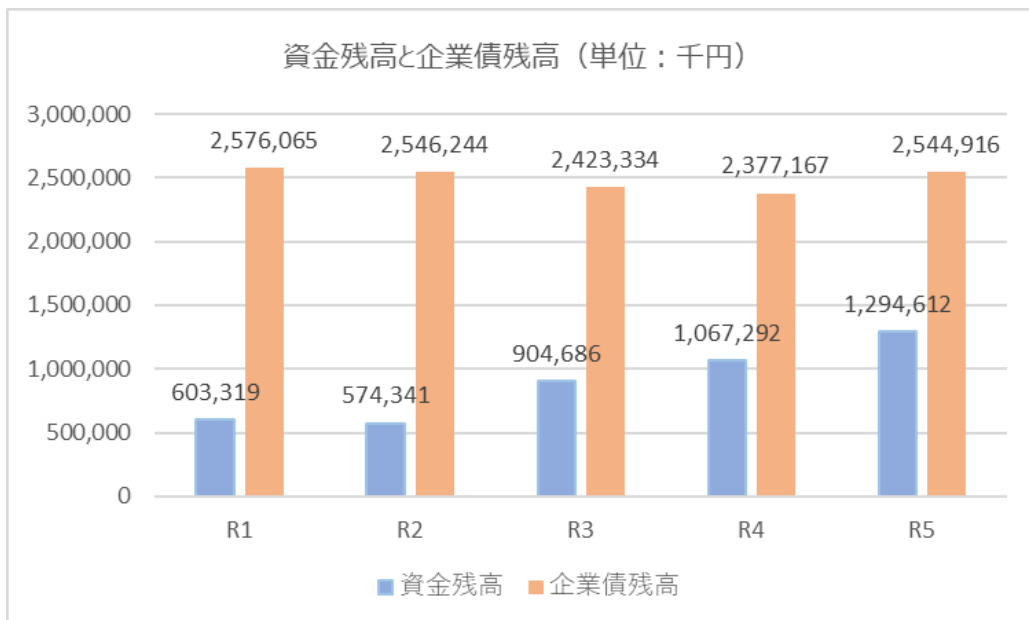


図表 2-19 3条基準内・外繰入金

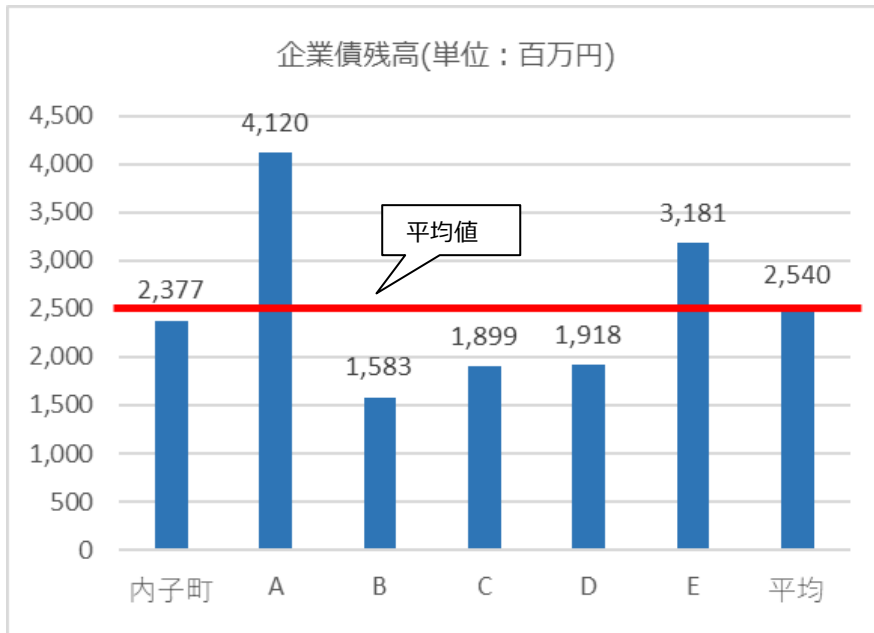
(2) 企業債残高・資金残高の推移

現状、本町の企業債残高は令和4年度において2,377百万円であり近隣5市町の平均2,540百万円よりも163百万円少ない状況ですが、令和5年度末において2,544百万円と平均並みになっています。一方で、簡水統合後は2,500百万円前後の水準で推移しています。今後も引き続き、管路統合や耐震化対策に可能な限り自己財源や補助金を利用し、企業債の発行を抑制する計画です。また、他会計繰入金を発行済企業債の償還に充当し、企業債の残高を縮減することで債務状況の改善を推進していきます。

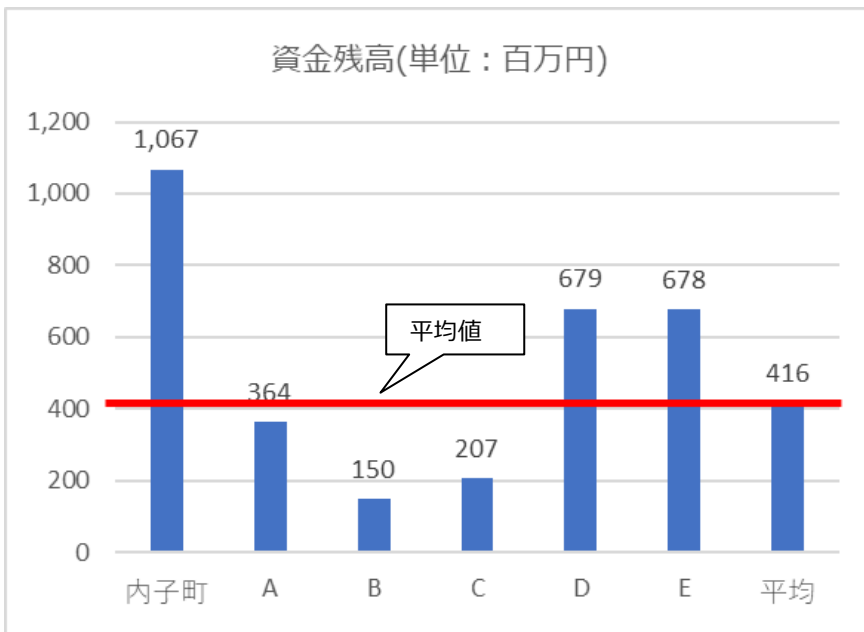
また、資金残高は、令和元年度から令和5年度まで右肩上がりとなっており、令和5年度時点で1,200百万円に達しました。これは、過年度と比較して設備投資に伴う支出を抑制したことが影響しており、近隣5市町の平均が416百万円であることを勘案すれば良好な数値であるといえます。今後は施設の修繕や耐震化対策に伴い資金需要が高まりますが、資金繰りが過度に悪化することのないよう注意を払います。



図表 2-20 企業債残高と資金残高（内子町）



図表 2-21 令和4年度企業債残高 近隣団体比較



図表 2-22 令和4年度資金残高 類似団体比較

(3) 他団体と比較した経営状況

経営指標について類似団体※と比較を実施しました。

※類似団体比較の対象として、愛媛県内の近隣5団体の平均値としています。

(投資の状況)

『投資の状況』を示す指標では、「老朽化の状況（管路更新率）」は他市町平均の水準を下回っていますが、令和5年度においては上回っています。また、「経営の効率性（有収率）」も他市町平均を上回っている状況です。これは定期的に漏水調査を実施しており、適切な処置を実施している結果となっています。その一方で、「施設等の効率性（施設利用率）」は他市町平均を下回っている状況であり、水需要に合わせた規模にダウンサイジングすることが求められています。

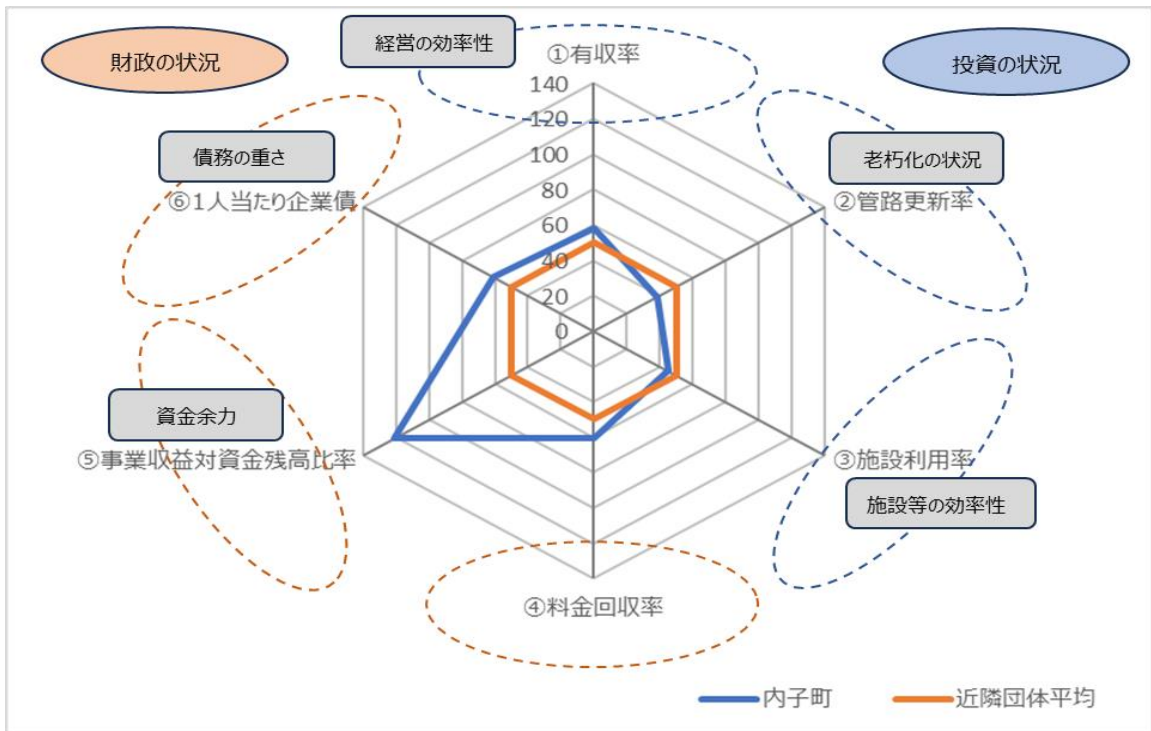
(財政の状況)

『財務の状況』を示す指標では、「料金の水準（料金回収率）」は他市町平均を上回っており、給水原価の固定費部分を回収出来ている状況です。また、これにより「資金余力（事業収益対資金残高比率）」も同様に大きく上回っています。一方で「債務の重さ（一人当たり企業債）」は他市町平均を下回っており、これは簡水統合に伴って、管路更新や耐震化対策に注力したことが要因となっています。

(全体)

本町では、引き続き「経営の効率性（有収率）」と「料金の水準（料金回収率）」の改善に努め、他市町と比べて下回っている「債務の重さ（一人当たり企業債）」の指標数値改善に努めます。具体的な取り組みとしては、将来にわたり企業債の発行を抑制しつつ、自己財源や補助金等による財源確保により漏水対策・耐震化や設備投資を推進します。また、人口減少に伴う料金収入の減少に備えるため、料金改定の必要性についても具体的に検討していきます。

(※外側に行くほど良好な数値を示しています。)



図表 2-23 経営指標の類似団体比較 (レーダーチャート) (令和4年度)

経営指標		内子町	類似団体平均	数値の見方
投資の状況	① 有収率	82.35	76.04	▲
	② 管路更新率	0.1	0.7	▲
	③ 施設利用率	54.8	60.66	▲
財政の状況	④ 料金回収率	94.2	84.43	▲
	⑤ 事業収益対資金残高比率	261.41	66.22	▲
	⑥ 一人当たり企業債	173.06	117.88	▼

(※ ▲ : 数値が高い方が良好、▼ : 数値が低い方が良好、緑は類似団体より悪化している指標)

図表 2-24 経営指標の類似団体比較 (実績値) (令和4年度)

第3章 経営の基本理念と基本方針

1. 基本理念

人口減少や節水機器の普及等を背景とした水道水の使用量減少に伴う給水収益の減少が続く中で、現在までに竣工している施設及び管路は竣工から長期間経過しており、特に旧簡水施設では老朽化が進んでいます。こうした施設及び管路は近い将来に更新や耐震化が必要となるため、今後の水道事業の財政状況は今まで以上に厳しくなっていくことが見込まれています。

このような状況の下、水道施設や管路の計画的かつ効率的な更新を進め、施設や管路の健全性を維持していくためには、組織や事務事業の効率化、施設管理の見直し等、経営基盤を強化するための取り組みを今まで以上に推進することが必要です。

この「内子町水道ビジョン・経営戦略」は、限られた資金を効率的かつ効果的に活用しながら、水道施設や管路を計画的に更新するための長期的な将来構想として策定しました。「内子町水道ビジョン」に水道事業の理想像として掲げている「内子の森の恵みの水 未来に届けよう（安心・安全・持続・環境）」を基本理念に、持続可能な水道事業の実現に向けた中長期的な経営の基本計画として策定しています。

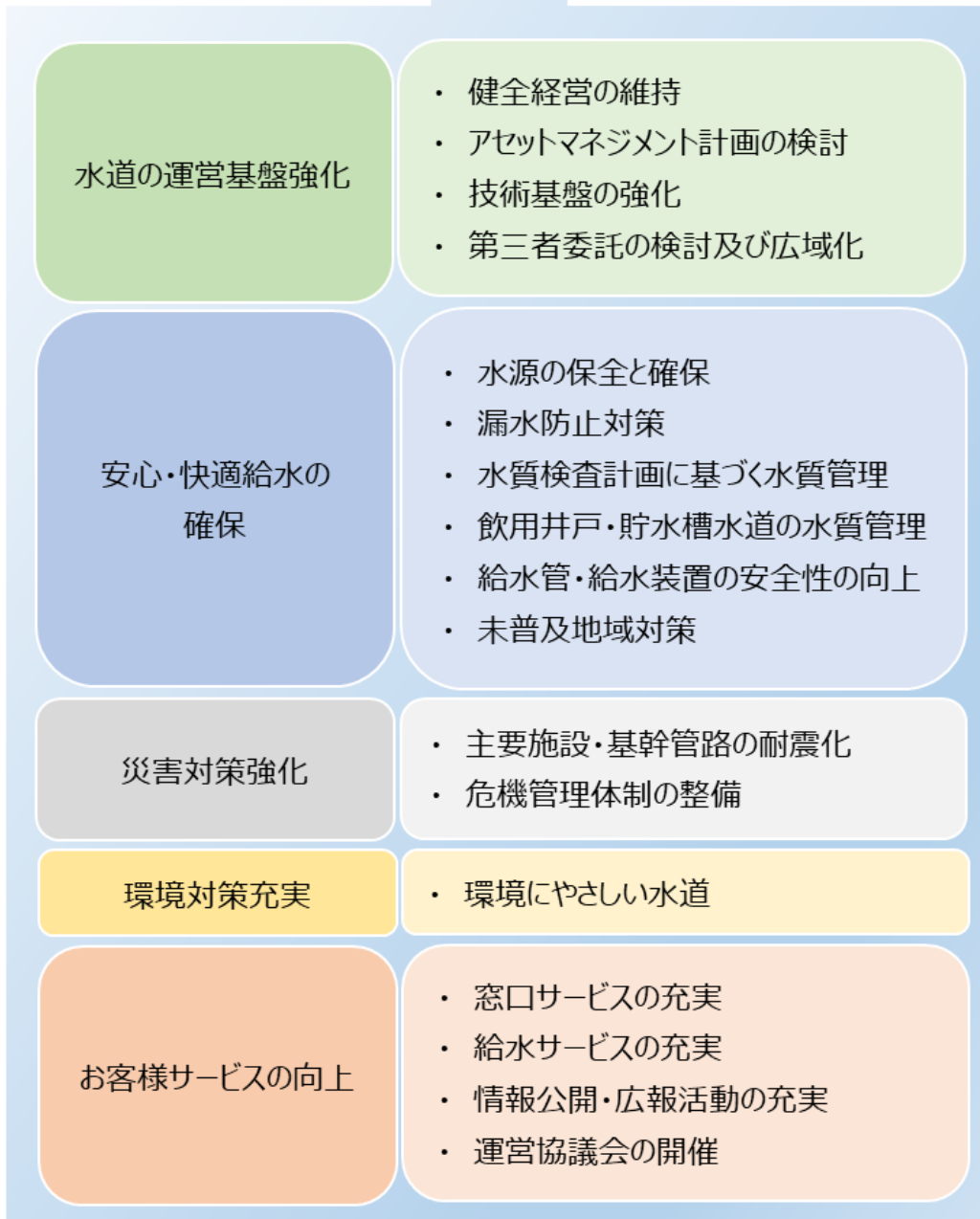
2. 基本方針

基本理念である「内子の森の恵みの水 未来に届けよう（安心・安全・持続・環境）」を実現させるためには、将来にわたり事業を安定的に継続させる「経営戦略」を策定し、これに基づく計画的な経営を行っていくことが重要です。

このため、本町では総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を踏まえた「内子町水道ビジョン・経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいきます。「内子町水道ビジョン」（平成22年～平成27年）の目標施策として掲げた「水道の運営基盤強化」「安心・快適給水の確保」「災害対策強化」「環境対策充実」「お客様サービス向上」を具体的な基本方針とします。

「内子の森の恵みの水 未来に届けよう」

安心・安全・持続・環境



第4章 水道事業の効率化・健全化への取り組み

1. 投資計画

(1) 令和16年度までの投資目標

【重要な投資目標】

有収率 80%以上とする。
管路更新率を 0.8%以上とする。

本町では、令和4年度の有収率 82.35%は類似団体平均 76.45%を上回っています（「第2章 4. (3) 他団体と比較した経営状況」(P28)を参照）。有収率が低いということは、漏水や不明水が多く発生していることを示すため、本町では管路更新などの改善に努めた結果、平成29年度に 72.16%であった有収率を 10%以上改善させました。

今後は、管路更新率を 0.8%以上とし、引き続き每期管路の更新を行っていくことで漏水を防ぎ、有収率を 80%以上で維持します。

(2) 投資の基本方針

施設の劣化状況を定期点検等により把握し、適宜、補修を行って維持管理を行い、長寿命化を図ります。また、施設の更新を計画的・効率的に進めるとともに、更新時には耐震性や維持管理効率の向上を図ります。

(3) 計画期間内に実施する固定資産の投資計画

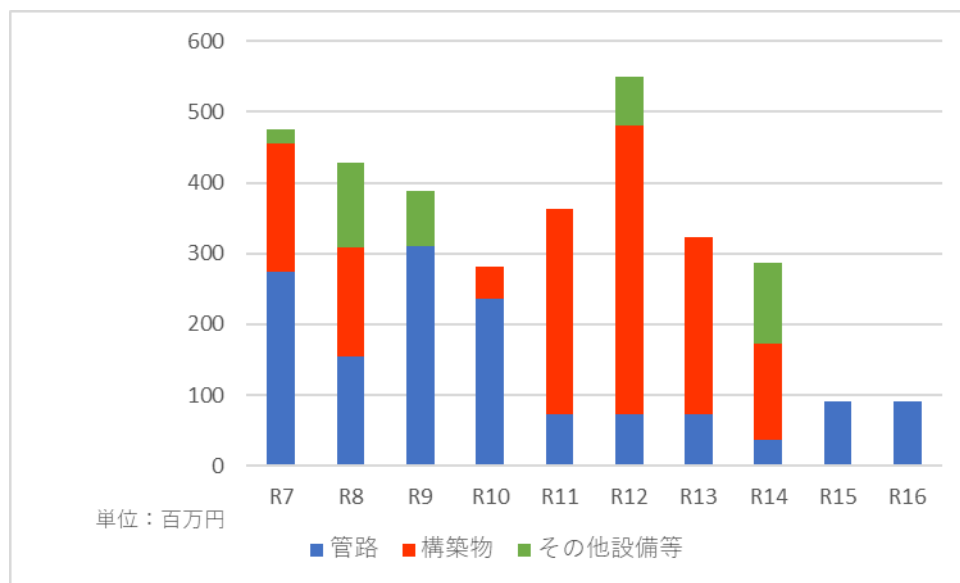
本町は「第2章 6. (3) 他団体と比較した経営状況」(P28)において記載したように、有収率は他団体平均よりも高いものの、引き続き有収率を維持するために漏水対策を実施する必要があります。また、平成28年に簡水統合したことに伴い、老朽化した施設が増加したので耐震化や修繕のために継続的なメンテナンスを計画していく必要があります。

以上の課題を踏まえ、今後10年の計画期間内に実施を予定している主な投資は以下の通りです。

管路:重要給水施設配水管耐震化事業として、内子・五十崎・平岡地区にて耐震化工事を令和3～9年度で実施します。その後令和10年度から基幹管路耐震化事業として、平岡・龍王・五十崎配水池更新に伴う送配水管の整備を実施する予定です。

構築物:令和4年～7年度にかけて鶴川地区、令和4～10年度にかけて小田地区、令和6～7年度にかけて鈴木地区、令和10年度から平岡地区、令和11年度から龍王・五十崎地区にて配水池更新（整備）事業を実施します。

その他設備等:上記工事に伴って、関連機械設備を更新します。



図表 4-1 10年間の投資計画（グラフ）

第4章 水道事業の効率化・健全化への取り組み

(単位：百万円)	R7	R8	R9	R10	R11
管路	274	155	309	236	73
構築物	181	155	-	45	291
その他設備等	20	118	78	-	-
合計	475	427	388	282	364

(単位：百万円)	R12	R13	R14	R15	R16
管路	73	73	36	91	91
構築物	407	250	136	-	-
その他設備等	70	-	114	-	-
合計	550	323	286	91	91

図表 4-2 10年間の投資計画（表）

(4) 今後の投資に関する取り組みの内容

防災・安全対策に関する項目

本町では、防災・安全対策のために、これまで管路の耐震化、施設の耐震化を進めてまいりました。また、土砂災害のための防護柵の設置、停電対策なども行ってまいりました。

更に、水の安定供給を図るために、平成29年度から令和元年度にかけて耐震化計画を策定しています。そのため、令和2年度以降は、当該耐震化計画に基づいて、重要管路や重要給水配水管路等の耐震化を優先的に進め、災害に強い管網の整備を進めていきます。

施設・設備の合理化（ダウンサイジング）

上記耐震化計画では、耐震化だけではなく、施設・設備の合理化（ダウンサイジング）についても検討しています。耐震化計画では施設統合をしています。またスマート水道メーターの導入についても検討しており、限られた資金・人員等を効率的かつ効果的に活用しながら、施設・設備の合理化（スペックダウン）等を進めていきます。

広域化に関する項目

愛媛県が中心となり、平成28年に愛媛県水道事業経営健全化検討会を設置し、県内の水道事業の広域化について検討を行いました。検討委員会では、全県的な災害時の応急体制の構築を図ることで合意し、将来に向けてさらなる広域化の検討を進める計画です。

民間のノウハウを活用

これまで、漏水調査業務、管路の修理業務、料金徴収、メーター検針、開閉栓業務、窓口業務等の民間委託を実施してきました。

今後はこれらに加え、民間への業務委託の拡大を検討します。

2. 財政計画

(1) 令和16年度までの財政目標

【重要な財政目標】

料金回収率 100%を確保する。
一人当たり企業債高 150 千円以下を目指す。

本町の令和5年度の料金回収率 92.10%は、令和4年度の近隣類似団体平均 84.43%を上回っています。しかしながら、今後給水人口の減少や減価償却費の増加が見込まれることから、低下していくことが予測されています。

そのため、経費の削減について最大限努力し、必要があれば料金改定を行うかどうかについても検討を行い、令和16年度に料金回収率 100%を確保することを目標とします。

また、令和5年度の一人当たり企業債残高は 169.90 千円であり令和4年度の近隣類似団体平均 117.88 千円よりも大きいことから町民一人当たりの債務負担が重い状況にあることがわかります。この主な要因としては簡水統合による起債額の増加及び拡張工事による新規借入れの増加があげられます。

そのため、将来の投資においては、可能な限り企業債の発行に頼ることなく、自己財源や補助金等の財源を活用して投資を行うことで、令和16年度には、一人当たり企業債残高を 150 千円以下となることを目指します。

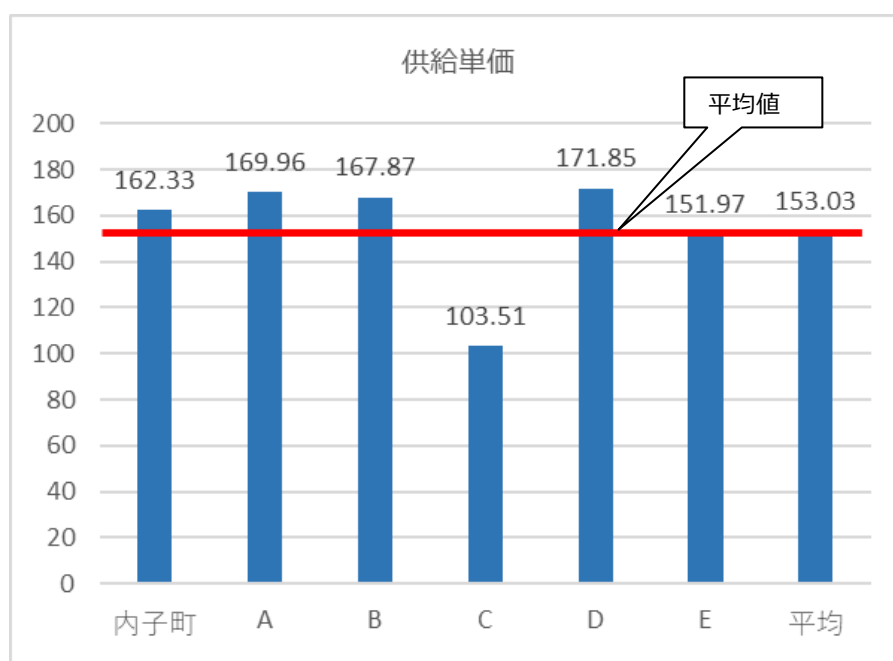
(2) 財源確保のための取り組みの内容

料金に関する項目

本町の料金回収率は令和5年度で92.10%と、令和4年度数値で近隣市町と比較した場合においては、近隣市町の平均を上回っている状況です。これは、旧簡易水道事業の料金水準は旧上水地区の料金よりも低かったため、料金統一を進め、最終的に令和3年4月から町内全域において同一の料金水準としたためです。しかし、経費回収の目安である100%は下回っている状況であり、今後も低下していくことが予想されます。

また、本町の特徴として、料金収入だけでは運転資金を賄えないことから、運転資金に充当するために、一般会計から基準外の繰入金をもらっています。本来水道事業は独立採算を求められているため、将来的には基準外の繰入をしない経営体制を整える必要があります。そのためには、料金改定の必要性についても検討する必要があります。

なお、以下のグラフは令和4年度の供給単価の近隣団体比較を表したグラフです。令和4年度において本町の供給単価は162.33円であります。このグラフでわかるように近隣団体平均153.03円よりも供給単価が低い水準にあります。

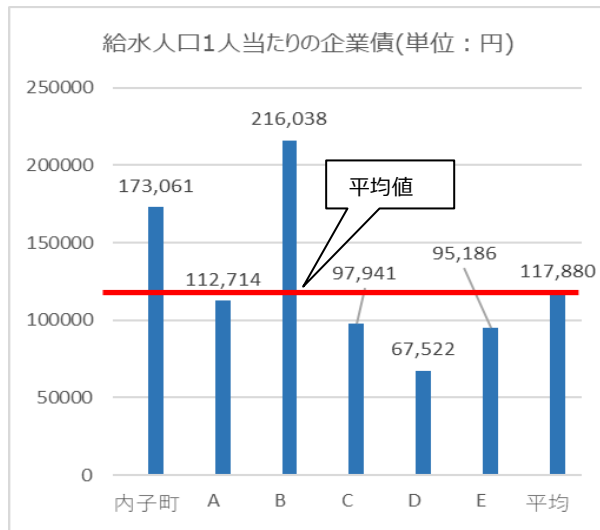


図表 4-3 供給単価の近隣団体比較
(令和4年度)

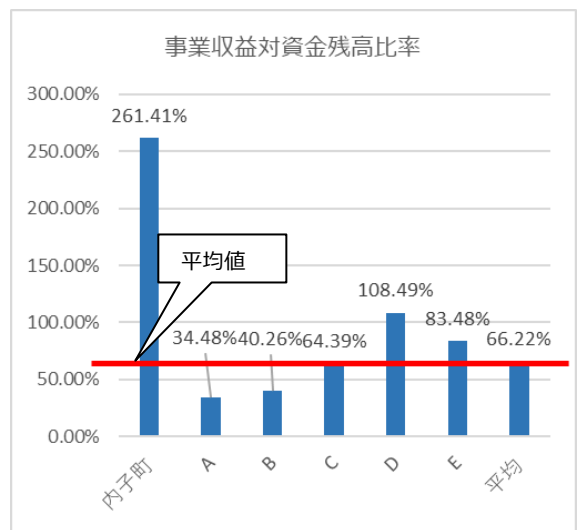
企業債・資金に関する項目

今後、耐震化計画に基づいて施設・管路の更新投資を行っていく必要があります。更新投資は多額になると想定されますが、本町は、他団体と比較して企業債の依存度が高い状況にあります。そのため、可能な限り将来世代に負担を強いることがないように、企業債の発行は抑制していく計画です。企業債残高は、平成30年度の2,602百万円から、令和16年度において1,618百万円まで削減させ、町民1人当たり企業債残高は150千円を下回る水準を目指します。ただし、これを実現するためには、料金改定の検討や設備投資・更新費用の財源を企業債のみに頼ることなく、自己財源で実施する必要があります。そのため、現金預金残高の予測を立てながら、企業債発行を減らすことや、繰り上げ償還などについても検討し、可能な限り目標を達成できるように努めます。

また、資金残高については、近隣市町と比べても高い水準にあるため、これを将来の更新投資の財源として活用してまいります。しかしながら、運転資金や災害発生時の緊急資金として合計400百万円は必ず確保して経営を行います。



図表 4-4 一人当たり企業債残高の類似団体比較 (令和4年度)



図表 4-5 事業収益対資金残高比率の類似団体比較 (令和4年度)

現有財産の有効活用に関する項目

現在、資金の有効活用を目的として、有価証券や定期預金に投資を行っています。これにより年間2.0百万円近い受取利息が発生しており、運転資金として活用しています。

3. その他の取り組みの内容

組織・人材・定員及び給与に関する項目

安定的かつ持続可能な事業経営のため、いかなる状況でも適切に対応できる危機管理能力と技能を必要とします。厳しい経営環境の中、業務の質の維持が求められる中で、一人一人の技術・知識の向上が課題のひとつになっています。

この課題を解決するため、職員の技術向上を目的とした定期的に研修に参加しています。今後も、少数精鋭の人員で効率的に業務を行い、技術やノウハウを正確に継承する体制を強化していきます。

住民サービスの確保及び住民満足度の向上に関する項目

住民満足度向上のための取り組みの一環として、皆様の毎月の使用水量を確認し、前月比で異常に使用水量が増加している方に、お知らせをしています。これにより、漏水等の異常にいち早く気付くことができるようになります。また、水道料金の滞納者に対しては、確実な督促を行い、住民の皆様に公平感を保った徴収業務を行っています。

防災・安全対策に関する項目

水道事業は住民生活の維持に不可欠なライフラインであるため、災害時においても事業継続が可能な危機管理体制を確立する必要があります。本町では、毎年1年を通して継続的に漏水調査を行っています。また、災害時に必要となる給水袋を必要個数確保し、万が一の事態に備えています。

また東京都豊島区と災害協定を結んでおり、災害発生時には豊島区と相互に協力し合い、被害の早期解決に向けて取り組む体制を整えています。

第5章 投資・財政計画

1. 投資・財政計画シミュレーションモデルの作成

以下の前提条件により今後10年間の投資・財政計画シミュレーションを実施しました。

＜投資・財政計画シミュレーションの前提条件＞

		項目	前提条件	
収益的収支	収入	営業収益	料金収入	給水人口（※1）×一人当たり有収水量×年間日数×給水単価（※2）で算定 ※1 第2章での給水人口を使用 ※2 過年度の実績を踏まえ算定
			受託工事収益	過年度の実績を踏まえ算定
			その他	過年度の実績を踏まえ算定
		営業外収益	長期前受金戻入	第4章での投資計画を踏まえ算定
			その他	過年度の実績を踏まえ算定 なお、基準外の一般会計繰入は徐々に減少させていく想定
	支出	営業費用	職員給与費	過年度の実績を踏まえ算定
			経費	過年度の実績に物価上昇率を踏まえ算定 なお、動力費、材料費等一部の経費については、有数水量と比例させて算定
			減価償却費	既存資産の償却予測に加え、第4章での投資計画を踏まえ算定
		営業外費用	支払利息	既存債は既発行の企業債残高×過年度の平均利率で算定、新発債は今後発行の企業債残高×現在の平均利率で算定
その他			過年度の実績を踏まえ算定	
	特別損益	基本的にゼロで算定		
資本的収支	収入	企業債	第4章での投資計画を踏まえ算定	
		他会計出資金	第4章での投資計画を踏まえ算定	
		国（都道府県）補助金	第4章での投資計画を踏まえ算定	
		工事負担金	令和5年度決算数値相当額で推移するものとして算定	
		その他	基本的にゼロで算定	
	支出	建設改良費	第4章での投資計画を踏まえ算定	
		企業債償還金	償還期間に基づき算定	
		その他	基本的にゼロで算定	

① 現行の投資・財政計画シミュレーション

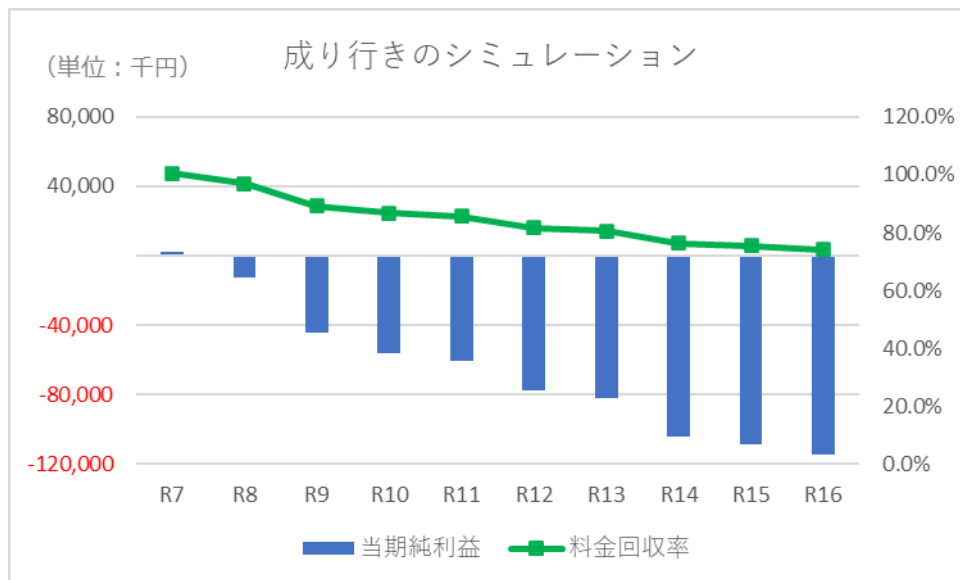
簡水統合により、経営状況が悪化した結果、一般会計から基準外の繰入金を受けていました。しかし、水道事業は基本的に独立採算とすべきであり、住民の皆様の税金が財源となる基準外の繰入は極力頼らない経営を行うことが望まれています。

そのため、前述の前提条件に基づき、現状の料金水準、かつ、基準外繰入の金額を徐々に減額していくと仮定し、成り行きシミュレーションを行ったところ、令和8年度から当期純損益は赤字となる見込みとなりました。

また、料金回収率は徐々に低下し、計画最終年度である令和16年には74%前後で推移する見込みです。料金回収率が100%を下回っている状況は、料金収入で原価が賄えていないことを表していますが、これを大幅に下回る水準となります。

この結果、赤字が続くことで、令和5年度末で1,295百万円あった資金残高は、令和16年度末には70百万円まで減少する見込みであることが分かりました。しかし、本町の水道事業を安定的に運営するためには少なくとも400百万円の資金残高が必要であることから、この水準を下回ることとなります。また、現在の資金残高は、企業債を減らすため、将来の更新投資に充てる予定であり、一定の残高を確保する必要があります。

そのため、次ページにて将来シミュレーションについて見直しを行うこととしました。



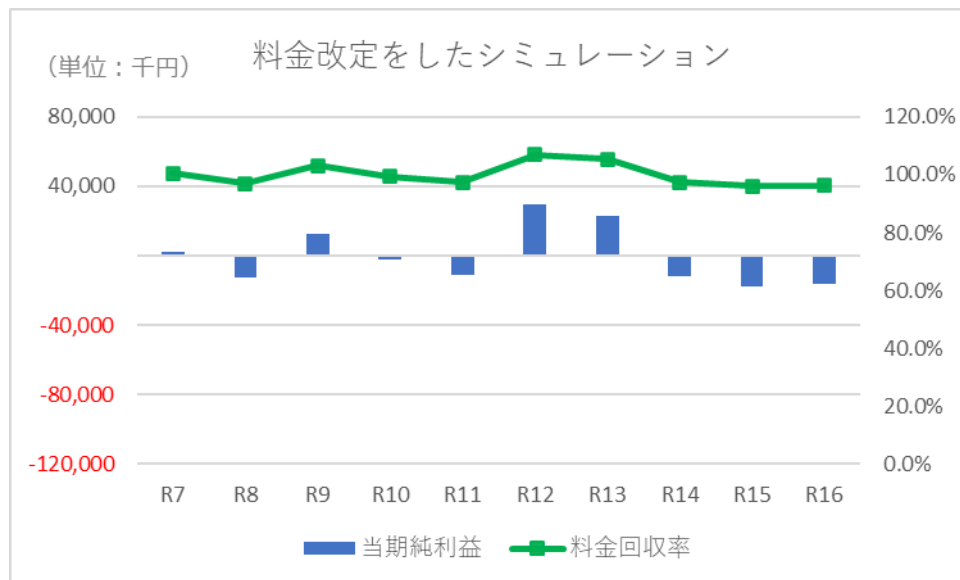
図表 5-1 成り行きシミュレーションの結果

② **料金改定をした投資・財政計画シミュレーション**

独立採算とし、料金回収率 100%を達成するためには、将来のいずれかの時点において、料金改定の検討をする必要があります。

仮に令和9年度に25%、令和12年度に20%の料金改定を加味したシミュレーションを行うと、令和16年度には基準外繰入がない状況で当期純利益は△16百万円の赤字で、料金回収率は96.4%となりますが、目標である100%に近い水準達となり、経費削減や経営の効率化を推進していくことで目標値を達成できる可能性が高まります。さらに、資金残高は724百万円となり、最低限の目標である400百万円を上回ることができます。

料金改定には、住民の皆様のご理解を得たうえで、議会の決議が必要になるため、料金改定を実施するかどうかや、改定年度や改定率は現時点では確定はしておりませんが、住民の皆様にも過度な負担を強いることにならないよう、経費削減に努め、経営改善を図りつつ、まずは料金改定の要否を判断すべく検討を実施します。



図表 5-2 料金改定を実施した場合の投資・財政計画シミュレーションの結果

2. 収益的収支

当該数値は、成り行きのシミュレーション結果です（料金改定を見込まないもの）。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
給水収益	245,937	231,971	227,397	222,914	218,519	214,199	209,964	205,812	201,743	197,754
受託工事収益	118	165	165	165	165	165	165	165	165	165
その他営業収益	605	721	721	721	721	721	721	721	721	721
加入金	1,227	1,323	1,297	1,271	1,245	1,220	1,196	1,172	1,149	1,126
営業収益	247,887	234,179	229,579	225,070	220,650	216,304	212,045	207,870	203,777	199,765
原水及び浄水費	37,247	25,733	26,205	26,686	27,177	27,678	28,189	28,710	29,241	29,783
配水及び給水費	80,556	71,606	73,038	74,499	75,989	77,509	79,059	80,640	82,253	83,898
受託工事費	218	95	97	99	100	102	105	107	109	111
総係費	45,445	44,065	44,945	45,843	46,758	47,692	48,644	49,616	50,607	51,617
減価償却費	211,871	220,910	229,673	238,030	239,532	238,994	238,695	256,519	257,521	256,691
資産減耗費	3,100	4,528	3,536	2,334	1,176	3,439	3,442	945	848	2,151
その他営業費用	218	154	157	160	163	167	170	173	177	180
営業費用	378,655	367,092	377,651	387,651	390,896	395,580	398,303	416,709	420,755	424,431
営業利益	-130,768	-132,913	-148,072	-162,581	-170,246	-179,276	-186,258	-208,839	-216,978	-224,666
受取利息及び配当金	3,100	1,901	1,901	1,901	1,901	1,901	1,901	1,901	1,901	1,901
他会計補助金	63,453	63,453	43,453	43,453	43,453	33,453	33,453	33,453	33,453	33,453
長期前受金戻入	99,116	89,269	91,295	92,265	93,168	93,096	93,114	93,121	93,466	93,372
雑収益	227	548	548	548	548	548	548	548	548	548
消費税及び地方消費税還付金										
営業外収益	165,896	155,170	137,197	138,166	139,069	128,997	129,015	129,022	129,367	129,273
支払利息及び企業債取扱諸費	32,367	34,556	33,042	31,216	29,000	26,792	24,706	22,720	20,866	19,192
消費税及び地方消費税					80			1,440		
雑支出	265	253	258	263	268	274	279	285	290	296
営業外費用	32,632	34,809	33,300	31,479	29,349	27,065	24,986	24,445	21,157	19,488
経常損益	2,496	-12,552	-44,175	-55,893	-60,526	-77,344	-82,228	-104,262	-108,767	-114,881
当年度純利益	2,407	-12,552	-44,175	-55,893	-60,526	-77,344	-82,228	-104,262	-108,767	-114,881
現預金残高	1,122,207	996,043	869,542	779,713	724,186	539,004	250,411	207,487	153,385	70,143
企業債残高	2,649,797	2,583,538	2,498,571	2,361,179	2,218,836	2,082,096	1,951,630	1,828,383	1,713,524	1,618,077

以下の数値は、前頁の条健で料金改定を実施した場合のシミュレーション結果です。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
給水収益	245,937	231,971	284,246	278,642	273,149	321,298	314,945	308,718	302,615	296,631
受託工事収益	118	165	165	165	165	165	165	165	165	165
その他営業収益	605	721	721	721	721	721	721	721	721	721
加入金	1,227	1,323	1,297	1,271	1,245	1,220	1,196	1,172	1,149	1,126
営業収益	247,887	234,179	286,428	280,799	275,280	323,404	317,027	310,776	304,649	298,642
原水及び浄水費	37,247	25,733	26,205	26,686	27,177	27,678	28,189	28,710	29,241	29,783
配水及び給水費	80,556	71,606	73,038	74,499	75,989	77,509	79,059	80,640	82,253	83,898
受託工事費	218	95	97	99	100	102	105	107	109	111
総係費	45,445	44,065	44,945	45,843	46,758	47,692	48,644	49,616	50,607	51,617
減価償却費	211,871	220,910	229,673	238,030	239,532	238,994	238,695	256,519	257,521	256,691
資産減耗費	3,100	4,528	3,536	2,334	1,176	3,439	3,442	945	848	2,151
その他営業費用	218	154	157	160	163	167	170	173	177	180
営業費用	378,655	367,092	377,651	387,651	390,896	395,580	398,303	416,709	420,755	424,431
営業利益	-130,768	-132,913	-91,222	-106,852	-115,616	-72,177	-81,276	-105,933	-116,106	-125,789
受取利息及び配当金	3,100	1,901	1,901	1,901	1,901	1,901	1,901	1,901	1,901	1,901
他会計補助金	63,453	63,453	43,453	43,453	43,453	33,453	33,453	33,453	33,453	33,453
長期前受金戻入	99,116	89,269	91,295	92,265	93,168	93,096	93,114	93,121	93,466	93,372
雑収益	227	548	548	548	548	548	548	548	548	548
消費税及び地方消費税還付金										
営業外収益	165,896	155,170	137,197	138,166	139,069	128,997	129,015	129,022	129,367	129,273
支払利息及び企業債取扱諸費	32,367	34,556	33,042	31,216	29,000	26,792	24,706	22,720	20,866	19,192
消費税及び地方消費税				2,140	5,540			11,730	9,860	
雑支出	265	253	258	263	268	274	279	285	290	296
営業外費用	32,632	34,809	33,300	33,619	34,809	27,065	24,986	34,735	31,017	19,488
経常損益	2,496	-12,552	12,674	-2,305	-11,356	29,755	22,754	-11,646	-17,756	-16,004
当年度純利益	2,407	-12,552	12,674	-2,305	-11,356	29,755	22,754	-11,646	-17,756	-16,004
現預金残高	1,122,207	996,043	926,392	890,151	883,793	805,711	622,100	671,792	708,702	724,336
企業債残高	2,649,797	2,583,538	2,498,571	2,361,179	2,218,836	2,082,096	1,951,630	1,828,383	1,713,524	1,618,077

3. 資本的収支

資本的収支については、料金改定の影響を受けることが無いため、1パターンとなります。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
資本的収入	429,772	341,477	451,228	175,357	203,801	409,565	105,079	100,242	74,622	261,616
企業債	154,000	85,000	50,000							
工事負担金	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
補助金	173,866	154,333	110,000	84,000	10,000	20,000	20,000	20,000		
出資金	101,106	101,344	90,428	90,557	93,001	88,765	84,279	79,442	73,822	60,816
その他資本的収入			200,000		100,000	300,000				200,000
資本的支出	654,904	591,259	675,467	357,392	346,343	666,740	460,466	203,247	184,859	395,448
建設改良費	504,000	440,000	340,500	220,000	104,000	330,000	330,000	80,000	70,000	200,000
企業債償還金	150,904	151,259	134,967	137,392	142,343	136,740	130,466	123,247	114,859	95,448
投資有価証券										
その他資本的支出			200,000		100,000	200,000				100,000

第6章 水道ビジョン・経営戦略の事後検証等

1. 水道ビジョン・経営戦略目標

水道ビジョン・経営戦略推進のため、各指標における目標値を設定しました。この指標はあくまでも目標値のため、第5章に記載した投資・財政計画シミュレーションとは一部整合していません。

(1) 経営・財務面の指標

指標	意味	R5 (実績)	R11 (目標)	R16 (目標)	算式
経常収支比率	(経営の健全性)	114.9%	100.0%	100.0%	経常収益÷経常費用
事業収益対資金残高比率	(資金の余力度)	452.7%	330%	250%	現金・預金残高等の額÷事業収益
一人当たり企業債	(債務の重さ)	170千円	173千円	150千円	企業債残高÷給水人口
料金回収率	(経営の効率性)	92.1%	92.5%	95.0%	供給単価÷給水原価
給水原価	(経営の効率性)	176.8円	240.0円	280.0円	(経常費用-受託工事費等-長期前受金戻入)÷年間総有収水量

(2) 事業・施設面の指標

指標	意味	R5 (実績)	R11 (目標)	R16 (目標)	算式
施設利用率	(施設の効率性)	55.1%	55.1%	55.1%	1日平均配水量÷1日配水能力
有収率	(施設の効率性)	81.4%	80.0%	80.0%	総有収水量÷総配水量
有形固定資産減価償却率	(施設老朽化状況)	36.5%	36.5%	37.5%	有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価
管路経年化率	(管路老朽化状況)	21.3%	24.3%	26.8%	法定耐用年数を経過した管路延長÷管路総延長
管路更新率	(管路老朽化対策)	1.7%	0.8%	0.8%	管路更新延長÷管路総延長

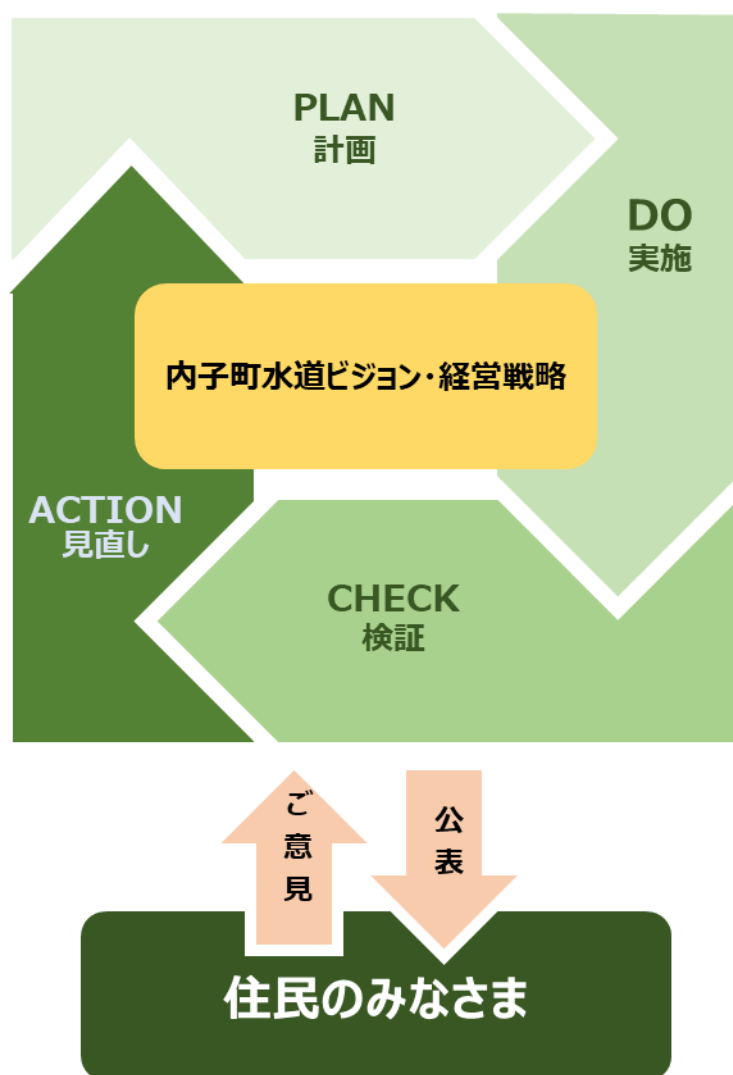
(3) 災害対応面の指標

指標	意味	H29 (実績)	R6 (目標)	R11 (目標)	算式
配水池耐震率	(配水池耐震化状況)	19.5%	20.5%	45.5%	耐震容量÷全施設容量
浄水場の耐震化率	(浄水場耐震化状況)	16.5%	16.5%	23.7%	耐震浄水池容量÷全浄水池容量
管路耐震適合率	(管路耐震化状況)	13.1%	19.1%	22.3%	耐震適合管路延長÷総管路延長
基幹管路耐震適合率	(基幹管路耐震化状況)	25.2%	38.4%	45.6%	基幹耐震適合管路延長÷総基幹管路延長

2. 計画の推進の点検・進捗管理の方法

水道ビジョン・経営戦略の推進のため、毎年度進捗管理（モニタリング）を行います。

また、水道ビジョン・経営戦略の計画期間は令和7年度～令和16年度の10年間ですが、5年後の令和12年度に見直し（ローリング）を行う予定です。水道ビジョン・経営戦略の投資・財政計画に対する実績との乖離を検証するだけでなく、将来予測や「収支ギャップ」の解消に向けた取り組み等についても検証し、必要な見直しを行っていきます。また、見直しの際に評価・分析を行い、その結果を次の水道ビジョン・経営戦略に反映させるPDCAサイクル「計画の策定（Plan）-実施（Do）-検証（check）-見直し（Action）」を導入し、目標の達成状況や見直した水道ビジョン・経営戦略を住民のみなさまへ公表し、更なる経営の健全化に取り組みます。



第7章 用語集

用語	説明
か	
基幹管路	導水管や送水管など、基幹的な水道管のことです。
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債（国等から長期で借り入れる借金）のことです。
給水原価	有収水量(漏水等除く水道料金収入となった水量) 1 m ³ 当たりについて、どれだけ費用がかかったかを表しています。供給原価ともいい、計算は次式で算出します。 $\{ \text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯工事費}) \} \div \text{年間総有収水量}$
給水人口	給水区域（給水できる範囲）内に住んでおり、給水を受けている人口です。給水の範囲外からの通勤者や観光客は給水人口に含まれていません。
給水収益	水道事業会計における営業収益の一つで、水道事業収益のうち、最も重要な位置を占める収益です。通常、水道料金として収入となる収益がこれに当たります。
供給単価	有収水量（漏水等除いた、水道料金となった水量） 1 m ³ 当たりについて、どれだけ収益を得ているかを表します。給水単価ともいい、計算は次式で算出します。 $\text{給水収益} \div \text{年間総有収水量}$
給水量	水道の利用者に給水する水量のことです。 また、一日最大給水量は、年間のうち一日給水量が最大であった日の給水量のことです。
経営戦略	各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画のことです。その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（投資試算）と、財源の見通しを試算した計画（財源試算）を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した中長期的収支計画となっています。
経常利益	経営上生じる正常な収益や費用のことです。主たる営業活動に関する収益と費用(営業収益と営業費用)、主たる営業活動以外の収益と費用(営業外収益と営業外費用)があります。
減価償却費	固定資産（建物・水道管等）の減価（価値の減少）を費用として、その利用各年度に合理的かつ計画的に負担させる会計上の処理又は手続を減価償却といい、この処理又は手続によって特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却費といいます。
広域化	水道の広域化は、都道府県が主導となって、県内で効率的に水道事業を行うことを目的とした考え方です。近年は、経営基盤や技術基盤の強化という観点から、地域の実情に応じて事業統合や共同経営だけでなく、管理の一体化等の多様な形態による広域化（新たな概念の広域化）が提唱され推進されています。水道の広域化により期待される効果は、水需給の不均衡の解消や施設整備水準の平準化などに加え、経営及び技術両面での恒久的な事業運営に向けた運営基盤の強化に重点が置かれています。
さ	
財源試算	「経営戦略」の中心となる「投資・財政計画」の構成要素のうち、財源の見通しを試算した計画のことをいいます。
資本勘定支弁職員	新たな施設の整備や既存施設の更新を行う業務を担う職員のことです。

資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良にかかる企業債償還金等の支出とその財源となる収入をいいます。
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用をいいます。
収支ギャップ	実質収支（収入と支出の差額）の赤字が発生することです。
浄水場	浄水処理に必要な設備がある施設のことです。原水の水質により浄水方法は異なります。
上水道事業	計画給水人口が5,000人を超える水道事業のことをいいます。
水源	水道として利用する水の供給源のことで、河川以外にもダム湖等を指すことがあります。
水道ビジョン	（新水道ビジョン） 2013（平成25）年3月に厚生労働省が策定したもので、「水道ビジョン」を全面的に見直し、50年後、100年後の将来を見据えた新しい水道ビジョンです。 （水道ビジョン） 2004（平成16）年6月に厚生労働省が水道の目指すべき方向性について示したもので、水道のあるべき将来像について、その実現のための施策や工程が明示されています。
スマート水道メーター	水道の使用量を計測する機器に通信機能を付加し、遠隔地からの検針や制御を可能にしたデバイスのことです。
総合計画	町の福祉や都市計画、環境といったすべての計画の基本となる計画のことです。
損益勘定支弁職員	施設の維持管理等を行う業務を担う職員のことです。
た	
耐震化	地震による影響を最小限にするための対策です。発災前及び発災後の対策に分けることができます。水道では、発災前における対策として、施設の耐震設計や耐震管の採用、システム面では基幹施設の分散や水源間の相互融通を可能とする連絡管の整備、電源の異系統化や複数化、自家発電装置の設置、緊急時対応の無線の整備、また配水池につながる主配水管の破損が引き起こす貯留水流出による二次災害を防ぎ、非常用の飲料水を確保するための緊急遮断弁の設置等があげられています。
地方公営企業	地方公共団体が住民の福祉を増進するために経営する企業。地方公営企業法では、水道事業（簡易水道事業を除く）、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業の7事業を地方公営企業とし、同法の全部適用事業（法定事業）としている。なお、水道事業には水道用水供給事業を含み、簡易水道事業及び下水道事業は除かれる。地方公営企業法は住民福祉の増進（公共性）と独立採算の原則の下、経済性の発揮を経営の基本原則としている。
長期前受金戻入	固定資産取得のために交付された補助金等について、減価償却見合い分を収益化したものです。
帳簿原価	帳簿上の価額のことです。
投資試算	「経営戦略」の中心となる「投資・財政計画」の構成要素のうち、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画のことをいいます。
は	
配水管	配水池やポンプ施設等の配水施設から個々の使用者に給水する水道管のうち、水道事業者が布設し、維持・管理するものをいいます。

配水池	浄水処理された水道水を貯留し、管路網を通して給配水する施設のことをいいます。通常は標高の高い場所に設置し、位置エネルギーにより水道水を自然流下させて、配水圧を確保します。
配水能力	配水施設から配水できる1日当たりの水量のことです。全需要者に対して、必要ときに必要な量の水を供給する必要があるため、瞬間的な需要に対して対応できる能力が求められる点が送水と異なります。
配水量	浄水場から送り出される水の量のことです。
法定耐用年数	地方公営企業法施行規則で定められている耐用年数のこと。経理上の基準であり、実際に使用できる年数は実情に応じて変動します。
法適用	地方公営企業法は、全ての公営企業に一律に適用されるわけではありません。具体的には、水道事業（簡易水道事業を除く）等の7事業については法の全部の規定が、また、病院事業については財務規定等のみが当然に適用されます。その他の事業については、条例により任意に法の全部又は一部（財務規定等）を適用することができます（任意適用事業）。 現在、法の規定を適用していない事業（法非適用事業）について、条例により任意に法を適用することを法適用と呼んでいます。そして、法の全部の規定を適用することを全部適用、財務規定等のみを適用することを財務適用と呼んでいます。
や	
有収水量	水道メーターにより計量され、料金収入に結び付く水量のことです。
有収率	総配水量のうち、水道料金の徴収対象となる有収水量の割合で、水道事業の効率性を示す。